

「武蔵野市立保健センター増築及び複合施設整備基本計画（素案）」に対する意見（パブリックコメント）と市の対応方針

1. 募集期間：令和4年2月4日（金曜日）から2月28日（月曜日）
2. 配布・閲覧場所：保健センター(健康課)、企画調整課、子ども子育て支援課[2月4日から]
各市政センター、図書館、各コミュニティセンター[2月14日から]にて配布。市HPにて閲覧可。
3. 意見件数：計46通 148件（内容により1通のご意見を項目ごとへ分類、要約しています。）
4. 意見と市の対応方針

- A:ご意見を受けて基本計画(素案)から修正します。
 B:ご意見を建築設計の参考とさせていただきます。
 C:ご意見を施設運営の参考とさせていただきます。
 D:ご意見として承ります。

通し番号	提出番号	意見番号	素案ページ	章項目番号	項目名	意見 (原則、原文のまま記載※所属や誤字等と見受けられるものは一部修正)	対応分類	市の対応方針		
1	38	1	1	I-1	はじめに	意見:1 p.1 I-1 基本計画策定の目的について 保健センターの増築と機能拡充、子ども子育て支援施設との複合化によって、「妊娠期からの切れ目のない支援」の体制がより強化されると感じるので、この計画に期待しています。	C	ご意見いただきました点、妊娠期からの切れ目のない支援体制の強化に向け、今後の基本設計等でも計画を進めていきます。		
2	19	2	2	I-2	はじめに	②市役所近辺の一点集中型の市サービスに疑問。現に西部地区では市民会館集団接種が2月中旬から3月中旬まで中止されている。前倒しにより場所確保できなかったとのことだか、市の失敗により西部地区住人が他の地区の住人と同じサービスを受けられないのはあってはならない。既存の市施設などを最大限有効活用し、様々な場所でサービスが展開されていくようにしていくことの方がこれからの市にとって望ましいのではないか？	D	集団接種については、各会場となる施設における一般利用者への配慮から、施設をワクチン接種で独占しない方針で実施しており、基本的には他地区も同様の対応です。また、基本計画(素案)P2に「計画地及び関係施設案合図」を記載していますとおり、今回の複合化の対象施設は、元々比較的近いエリアからの複合となります。なお、みどりの子ども館内の児童発達支援センター相談部ハビットの複合化については、移設ではなく、サテライト施設の設置を想定しています。		
3	38	2	3	I-3	はじめに	意見:2 p.3 I-3 基本計画で用いる用語についてについて 一部でも構わないので、用語が使用されているページ数を示してほしい。	A	ご意見を踏まえ、修正いたします。		
4	38	3	3	I-3	はじめに	意見:3 p.3 I-3 基本計画で用いる用語についてについて 施設の名称については、説明とともに所在地住所を掲載してはいかがでしょうか。				
5	31	1	5-10	II-1	保健センター増築	保健センターについて 1、これまでの活動は先進的活動としては内外から評価を受けてきました。建設以来34年経過に大規模改修をし、新築、増築をするという素案が発表された今日、あらためて原点にかえて保健センターの役割と機能について点検すべきだと思います。	C	ご意見として承ります。保健センターの役割と機能は、毎年の予算編成過程や健康推進計画・食育推進計画の策定過程等で都度点検を行っておりますが、さらなる点検や今後の在り方の議論について、専門家の意見聴取も含めて検討していきます。		
6	31	2	5-10	II-1	保健センター増築	2、現保健センターのコンセプトは ・健康の増進・疾病の予防・早期発見・治療・リハビリの五段階のうち治療を除いて四つの機能を持つように骨子が定められました。 国立公衆衛生院の苦米地先生が委員長を勤めていただいた昭和59年(1984年)答申の報告書です。その後、着工まで2年間、医師会等を中心に武蔵野市と様々な議論を重ね完成したのが今日の保健センターです。しかし、34年たつと機能とともに変化した事業があると思います。これからの30年を見据えて専門家と共に各方面の議論、保健センターのあり方を市民の前に情報公開すべきです。この報告書は誰が作ったのか、合わせて開示して下さい。				
7	31	5	5-10	II-1	保健センター増築	5、母子保健事業などこの34年の間に法律改正があり保健所から市区町村に移管された事業もあります。これからの30年を展望して事業のスクラップアンドビルドを行うべきと考えます。				
8	31	7	5-10	II-1	保健センター増築	7、報告書7頁によるとワクチン接種を想定した臨時接種会場等の記述があるが100年に一度と言われる呼吸器系感染症に対応するのは国や都の仕事です。また、予防接種の責任は市ですが、広い接種会場を常時必要とするのか。むしろ、武蔵野市は東西に長い地形なので接種会場は現行通り、東部、中部、西部に配置すべきではないでしょうか。臨時的施設として転用出来る会場はいくらでもあります。又、感染症対策衛生品の備蓄はデッドストックにならないことが原則です。				
9	31	8	5-10	II-1	保健センター増築	8、34年前の保健センターの骨子案は日本の公衆衛生保険の第一人者の国立公衆衛生院の苦米地孝之助先生を中心に、専門学術団体や医師会等との十分な協議と専門家による検討を議論を重ねました。 当時の医師会は正副会長を中心に「我々は単なる業界団体ではない、医師は市民の生命を預かる専門学術団体だ。市長も良くそのことを理解して欲しい」と高い見地から提言を頂きました。今日でも医師会の位置づけは変わらないと思いますので、公衆衛生の第一人者をヘッドにして、専門学術団体として高い見地から検討、提言をお願いすべきです。				
10	31	3	5-10	II-1	保健センター増築	3、現保健センターの事業の四段階のうち機能回復期は、病後の各病院で相当実施されていると共に2000年の介護保険制度導入に伴って機能維持のための生活リハビリも介護施設で充実して実施されているので不必要となったと思います。実際保健センターでは、ほとんど実施されていないと聞いています。			D	リハビリの事業は、現在保健センターで実施しておりません。

通し 番号	提出 番号	意見 番号	素案 ページ	章項目 番号	項目名	意見 (原則、原文のまま記載※所属や誤字等と見受けられるものは一部修正)	対応 分類	市の対応方針
11	31	4	5-10	Ⅱ-1	保健センター 増築	4、では病気 の早期発見の 健診 はどうか？ 昭和59年の答申後、市と医師会との話し合いの最中、地元の横河電機製作所から全身ボディのCTスキャンの無料提供の申し出がありました。当時は全身ボディのCTは武蔵野赤十字病院にしかなく又価格も5000万円以上する高額機器でした。そこでこの申し出を受け、人口13万5000人の市ではいさか豪華でしたが検診機器として導入を決めました。他市にはない重装備の検診センターとなりました。それ以後34年現在では、大学病院と提携した専門検査機関が日帰り又は1泊で東京だけで数10カ所あります。ガン検査のPETを売り物にしている検診センターもあります。 34年たって、このような現状を考えるとこれからも高額検査機器を自前で持ち続ける必要があるか否か？いくつかの市では、現金給付に変えています。 国も市区が所有することは推奨していません。比較検討すべきです。	C	一般的な医療機関での健診が困難な福祉団体等が利用する健診(職域健診)や市内医療機関からの依頼検査を行い、武蔵野市内の地域医療を支える環境を整えるため、必要であると考えています。
12	31	6	5-10	Ⅱ-1	保健センター 増築	6、現在の保健センターは人件費を含む総経費として14億円かかっていると言われていています。事業の分野別経費を市民にわかるように開示願います。	D	保健センターにおける事業別経費は、公開しております市の予算書・決算書をご覧ください。4款1項1目(保健衛生総務費)及び4款1項2目(予防費)が該当経費となります。ただし、環境政策課の職員人件費が一部含まれています。また、外部団体の健康づくり事業団及び医師会臨床検査センターの経費は除きます。
13	15	4	5-10	Ⅱ-1	保健センター 増築	4. 現保健センターは築後30年程度の様であるが、現在の標準からしても劣化が早すぎる、大げさな修復工事が本当に必要とは思えない。	D	現在の保健センターの目標耐用年数は60年であり、躯体は健全な状況です。しかし、施設設備については一般に概ね30年程度での更新が必要であり、築34年の保健センターはその時期を迎えています。令和2年度に事業者委託により実施した施設設備劣化度調査でも、様々な項目で数年以内の改修が必要との判定結果となっており、市としては改修工事が必要と考えています。
14	5	1	5-10	Ⅱ-1	保健センター 増築	意見① 巨大な施設の必要性が感じられません。増築せず既存建物の修復とすべきです。 理由 建物設備の老朽化が顕著とのことであるが、今迄のメンテナンスが十分であったか疑問です。少子化が進む今日、子ども子育て支援施設を含む一括した巨大複合施設にする必要はないと思います。まして、多額の税金を使用することは疑問です。付近の所有者・住人としては、増築計画を実施すると、日照障害、見晴らし、見通しの悪化、旧建物の基礎撤去に伴う、振動、土埃等メリットはありません。 市民の税金を使用して、市民のためにならない事業を行うことについて再考をお願いします。	B	日々のメンテナンスを十分に行った場合でも、施設設備の大規模改修は概ね30年に1度程度必要になり、築34年が経過する保健センターもその時期となります。現在の保健センターの建物は、機能や給排水の配管の状況等から、運営しながら改修することができません。また、健康課や検査センター、健康づくり事業団の健(診)査等、保健センターで行っている事業は休止することができません。そのため、増築部分に機能を移転したうえで、大規模改修を行います。

通し番号	提出番号	意見番号	素案ページ	章項目番号	項目名	意見 (原則、原文のまま記載※所属や誤字等と見受けられるものは一部修正)	対応分類	市の対応方針
15	17	1	5-10	Ⅱ-1	保健センター増築	<p>はじめに 「武蔵野市保健センターの増築および複合整備基本計画」(素案)が提案されました。読んで、この提案ではどうしても理解できず、特に、公共施設のあり方について、「公共施設等総合管理計画」や「5期、6期中期計画」にてらしても、なぜ、保健センターの新築移転なのか、この素案では全く納得できません。これでは市民の理解は不可能と思います。以下、ポイントとなる論点を整理しながらコメントします。 素案を読んだの言及のため、「これは会議で検討している」とか、個人意見、希望も含まれると思いますが、この点はご容赦ください。</p> <p>2つのごまかし ①建物の耐用年数60年は目標?34年で老朽化? 保健センターはまだ34年です。なぜ、34年で新築なのか。理解できません。素案には、公共施設の耐用年数60年は、目標になっていますが、基準(ルール)ではありませんか?「公共施設等総合管理計画」(H29)では、小学校、中学校など公共施設は60年持たせるとして計画を組んでいます。ここではコンクリートの経年劣化など専門家の判断も示しています。まずは、決めてきたことは守るべきではありませんか。 以前、私は、三鷹駅北口の公衆トイレの改修の件を要望したことがあります。「だれでもトイレの面積についてバリアフリー上問題がある」東京都まちづくり条例に違反と指摘し建て替えをとの内容です。市側回答は、違反は認めたと上で、「建て替えの時期がくるまで待ってほしい。」との回答をされました。 (参考)公文書323号「基準に合致した公衆トイレを設置するためには、現在以上の面積が必要であり、(中略)現在のところ改築等の予定はございませんが、今後、改築の際には、法に則ったものとする必要があると考えております。」 市民の要望については、基準だからダメ、市当局提案は目標として、まだ築34年でも建て替えをすすめても問題なし。これでは2重基準(ダブルスタンダード)ではないですか? 市政の信頼性に関わる問題と考えます。これが一つのごまかしです。 二つ目のごまかしは、素案のタイトルが保健センターの「増築」とあります。今回の提案は、まぎれもなく、旧中央図書館の敷地に、新たに全面的に同じ規模、機能を有する保健センターを「新築」移設するというものです。そして、旧保健センターも改修のうえ残し、通路でつなぎ、保健センターの一部を残し、空いたスペースで子育て支援として活用する。という内容になっています。そのため、保健センターの「増築」ではなく「新築」であり、増設ではありません。上記の耐用年数の問題から、あえて、「増築」とされたのでしょうか。タイトルは重要です。一人歩きして「増築」ならいいのでは。となってしまう。「名は体を表す」と言われます。まずは、正しく提案内容に沿ったものにすべきです。</p>	D	現在の保健センターの目標耐用年数は60年であり、躯体は健全な状況です。しかし、施設設備については一般に概ね30年程度での更新が必要であり、築34年の保健センターはその時期を迎えています。現在の保健センターの建物は、機能や給排水管の配管の状況等から、運営しながら改修することができません。そのため、増築部分に機能を移転したうえで、大規模改修を行います。なお、今回の増築による手法は、令和3年3月に市議会にも行政報告しております。
16	17	2	5-10	Ⅱ-1	保健センター増築	<p>② 大規模改修に至る判断について 武蔵野市第3期健康福祉総合計画(平成30年3月策定)では、「保健センターは、劣化状況、利用状況を踏まえ、大規模改修を行い長期利用する。」としています。また、「武蔵野市公共施設等総合管理計画」でも「健康・医療の拠点となっている保健センターは、必要な改修や改築を行ってサービスを継続していく」(P39)とあります。どこにも、建て替え、新築をする、とはありません。 私自身、保健センター建物も良く見えますし、中もすべてではありませんが見たことがあります。建物は頑丈そうで、中も老朽化しているような印象はありません。「まだ新築なのかな」と思うほどです。 昨日今日、突然老朽化したのではありません。ほぼ折り返し時期でこの建物は、特に排水管や空調など大規模改修が必要となった。なぜ、改修をすすめないのですか。なぜ新築なのか、まったく理解できません。もちろん、事業継続のために、もちろん、必要な保守改修は必要ですが。 天井からの水漏れなど排水管や空調など老朽化が顕著であり、5段階評価で2(排水管は1)になっています。大規模改修が必要とのことですが、まず、その詳細を公表すべきではありませんか?また、専門家の診断や、第三者機関を入れて、その診断とのすり合わせをして、身内の庁内の公共施設保安担当部署だけではなく、客観的科学的に検証すべきではないですか。 本当に34年で、排水管や空調がボロボロで大規模改修が必要ということであれば、他の同じ年数の公共施設もほとんど大規模改修が必要となります。保健センターだけ、特別な使われ方をしたのか、それとも、手抜き工事、材質など粗悪品だったのか、また、保守点検はどうだったのか、しっかり検証が必要ではないでしょうか。 理由を瑠々述べられていますが、まだ、築25年の高齢者総合センターや障害者センターと「一体的な大規模改修事業」の検討の中で、先行して単独での大規模改修になったとのことです。(P8)、築25年でも大改修が必要なのか。両方の5段階評価は何ですか。また、一体化とは何か、複合化のことですか?この記述では分かりません。言えることは、建て替えに前のめりになり、保健センターの「新築ありき」で、排水管、空調の不具合があり、先行して新築ですすめようということではないですか。</p>		
17	17	3	5-10	Ⅱ-1	保健センター増築	<p>一般的にどのような状態なのかわからず、工事のすすめ方も示されないまま、「10か月の工事期間です。」と言われても、納得できる市民はいないと思います。一般的には大規模改修と言っても、事業、営業を継続しながら改修します。建物は問題なく、排水や空調などで10か月もかかるというのは聞いたことがありません。「工事が10か月かかると、仮設対応や新築移転が必要。」としていますが、例えば、数人で半日づつの作業と数十人で一日の作業と比較すれば、おのずとの工期の結果は変わってきます。そのあたり、10か月かかるとした調査結果、根拠を示していただかないと到底納得はできないでしょう。 工事について、事業を継続しながらの工事は困難という結果に至った。(P9)とのことですが、どのような検討をされたのでしょうか。例えば築地市場移転で専門家の提案で言われたローリング工法なら営業しながら継続は可能とのことでしたが、どのような工事ができるのか。多面的に検討すべきではないでしょうか。</p>	D	本市の保健センターは、健康診査で使用するレントゲン等の機器や臨床検査機器が多く設置されており、特殊な医療系の配管が巡っているため、事業を継続しながらの改修工事は困難です。市場のような大規模なものであれば、空間をやり繰りしながらの対応も可能ですが、保健センターのような限られた空間では、対応できないという判断となりました。

通し番号	提出番号	意見番号	素案ページ	章項目番号	項目名	意見 (原則、原文のまま記載※所属や誤字等と見受けられるものは一部修正)	対応分類	市の対応方針
18	17	4	5-10	Ⅱ-1	保健センター増築	<p>③新築移転の判断について</p> <p>また、長期になるため、仮設の建設、解体費用、精密機械の移動などコストがかかるため、新築の方が安く済む、ということですが、これも誰も納得しないでしょう。仮設で引っ越し費用など含めて、新築分40億円もかかるとは聞いたことがあります。工期を短縮をし、おとなりの旧中央図書館跡地に保健センター仮設を建設としても、敷地が2倍のため4階ではなく2階ですむはずですが、他でレンタルビル、オフィスも検討したのかどうか。新築で40億円もコストをかけるより、よっぽど安くなると思います。</p> <p>全体のコストのバランスシートを示した上で、既存での大規模改修か、それとも新築移転か、の判断をすべきではないでしょうか。もう少し、多面的全面的な検討とコスト試算を明らかにしないと、前述に戻りますが、「まずは新築ありき」と言われてしまいます。</p>	D	<p>一般的な仮設建物で使用されるプレハブ建物では、重量のある検査機器や機器から発せられる放射線に対応できません。これらに対応するためには、本設と同様の構造、仕様が必要となるため、仮設建物として大規模改修完了後直ちに解体するのは不経済という判断になりました。また、他施設への移転対応も検討しましたが、4,000㎡超の保健センターを移転できる施設はありませんでした。</p>
19	17	7	5-10	Ⅱ-1	保健センター増築	<p>結論 おわりに</p> <p>「武蔵野市保健センターの増築および複合整備基本計画」計画素案を読んで、私の考えは、1)まず、市政の信頼性から耐用年数の基準(ルール)を遵守すること。2)客観的な評価も踏まえ、最適な工事用法、工期の短縮も図りながら、計画にそって、既存の場所で改修をすべきです。また、より正しいコスト試算を。3)中央図書館跡地は、子育て支援施設であれば、単独で児童館、もしくは高齢者との複合施設。市民の要望を踏まえて再検討すべきだと思います。上記のポイントを述べさせていただきます。</p> <p>子ども子育て支援の施設建設は、大賛成です。以前、中央図書館の跡地について、周りに聞いた時に、待機児童が問題になった時もあり、「こども園や保育所がほしいね。」など子育て支援施設の要望を聞いたことがあります。また、武蔵野市は児童館が一つしかなく中部地区にはありません。(下記参照)</p> <p>私は、既存の保健センターは、その場所で大規模改修をした上で、旧中央図書館後には、立川市こども未来センターのような、児童館を発展させた子育て支援の施設をつくれればよいと考えます。</p> <p>また、その建物は、子ども子育て支援だけでなく、近くの中央コミセンを建て替え移転し、コミセンとの複合施設にすればいいのではと思います。50億円～60億円かかるとはありますが、高齢者との多世代交流にもなり、より児童館としても、より内容も充実でき価値は高いと思います。また、総合管理計画の示すように、再編によりコスト削減もなるとは思います。(中央コミセンは、リフォームはされましたが、エレベーターがなく、建て替えが必要。)</p> <p>保健センターは、拙速に計画を変更してまで新築すべきではないと考えます。あくまで福祉総合計画を尊重して、改修を追求すべきです。また、その上で、子育て支援施設については、旧中央図書館跡地に、専門家、教師、保育士、父母、お子さんまた民間などの意見を踏まえて、レイアウト、内容、設計など一から検討をし、建設すべきと考えます。</p> <p>建設通信新聞という業界紙に(2月15日付)、「武蔵野市、保健センター増築、複合施設として40億円」という記事が掲載されました。建設業界の期待は大きいかもしれませんが、決まってもいないものをなぜプレスリリースするのですか？ ちょっとおどろきました。何を考えているのかと。</p> <p>市当局のみなさんには、猛省をうながしたいと思います。</p> <p>素案が2月にでて、パブリックコメントの締め切りが2月末、市議会もこれから。住民説明会は予定されていますが、あまりにも拙速ではないですか。これでは、市民の声を踏まえたものにはならないと思います。本来、一年前には提案して、じっくり一年かけて市民で検討すべきだと思います。</p> <p>あくまで「市民が主人公」です。とことん市民で議論し、それをふまえて政策判断をすべきではありませんか。ほとんどの市民が「なるほど、そうだな。」思える内容の提案が必要であり、この素案では急ぎすぎでもあり内容も不十分です。保健センターの新設というルールをひいて、突っ走るのではなく、公共施設等総合管理計画の方針にしたがって、全体の公共施設の位置づけを明確にして、説得力のある資料を示していただき、だれでも納得できる提案にしていきたいと思います。もちろん天井の水漏れなど緊急対応しなければなりません。その上です。</p> <p>今回、巨額の40億円、市民の血税を使う計画です。そのことを考えれば、保健センターについては計画方針に示すように、大規模改修を追求し、仮設、工期短縮などコスト削減を追求すべきです。新設が一番のコストアップ、税金の無駄遣いです。子育て支援については、旧保健センター内で中途半端なものにするのではなく、しっかりと位置づけ市民の要望を踏まえて、児童館として新築すべきだと思います。したがって、今回の提案については見直し、再検討すべきと考えます。</p>	D	<p>本件は公共施設等総合管理計画に基づき、保健センターの老朽化した施設設備への対応が喫緊の課題となっている状況に対応したものです。</p> <p>新聞記事につきましては、市からプレスリリースは行っておりません。公表した本基本計画(素案)をもとに発行者が作成した記事となります。</p> <p>通常、建築計画を広く周知する場合には、一定程度建物の形状なども決まってから公表いたしますが、本件は、長らく空地であった旧中央図書館の跡地利用や子ども子育て家庭支援に係る複合施設整備を実施することから、基本計画策定前の素案の段階から皆様のご意見を伺う機会を設けました。</p>
20	30	3	5-10	Ⅱ-1	保健センター増築	<p>③増築部分に必要な機能ボリュームを含め計画用途がどの程度必要か建築の規模は既に決定しているか？</p> <p>詳細計画もよく検討せず近隣住人へのコストを含めた説明や建築解説後の同意もなしのただ法規の最大容量有りの計画だけは絶対避けて頂きたい。</p>	B	<p>現在の保健センターの大規模改修を行うにあたり、その機能を移転し事業を継続する必要があります。現保健センターと同規模の増築が必要となりますが、本基本計画(素案)では、具体的な建物の形状・配置等は示しておりません。基本計画策定後に具体的な建物の形状を決めていく基本設計・実施設計では、基本計画(素案)P39及びP42記載のとおり、周辺への影響に配慮し、設計内容確定前に皆様のご意見を伺うため、説明会等の開催を予定しております。</p>
21	32	1	5-10	Ⅱ-1	保健センター増築	<p>意見 巨大な施設が必要か良く分からない。</p> <p>理由 今日、少子化が進んでおりますが、子ども子育て支援施設を含む複合施設に多額の税金を使用する巨大施設の必要性はあるのでしょうか？近隣の住民としては、増築計画を実施されると、日照障害、見晴らし、見通しの悪化、旧建物の基礎撤去に伴う、振動、土埃等、メリットがほとんどありません。施設の集約化により、人流が増加し、騒音や事故が増えることも考えられます。再度、今回の計画を見直していただきますよう、よろしくお祈りします。</p>	B	<p>本計画の増築の目的は、現在の保健センターの大規模改修を行うにあたり、その機能を移転し事業を継続することであるため、現保健センターと同程度の規模が必要となります。</p> <p>また、現在、国でも児童福祉法の改正等により、自治体の子ども関連の行政機能を一体化させる動きがあります。本市においても、保健センターが担う母子保健事業から始まる子ども子育て支援を切れ目なく実施する連携体制を構築するために、複合施設を整備します。</p>
22	19	4	6-7	Ⅱ-1	保健センター増築	<p>①市庁舎会議室を事務スペースにしているとのことだが、まずはその事務作業の縮小、改善、ICT化などは検討されたのか？</p> <p>必要なことは残し不必要な物は断捨離して整理整頓する。それらをせずにスペースが足りないから新しい〇〇作ってというのはあまりにも幼稚な考え。</p>	D	<p>市役所会議室を事務スペースにしているのは、新型コロナウイルスワクチン接種事業であり、職員執務スペースや資料等の保管スペース等となっています。ワクチン接種については、事務作業の縮小が難しく、予診票等の資料の保管も必須となります。</p>

通し番号	提出番号	意見番号	素案ページ	章項目番号	項目名	意見 (原則、原文のまま記載※所属や誤字等と見受けられるものは一部修正)	対応分類	市の対応方針
23	38	4	7	Ⅱ-1	保健センター増築	意見:4 p.7 Ⅱ-1 保健センター大規模改修のための増築の必要性について 新型コロナウイルス感染症を機に、新たな感染症に対応するための機能を考えていて、とても良いと思います。	B	状況に応じ、柔軟な機能転用が可能な施設となるよう整備いたします。
24	14	1	8-10	Ⅱ-1	保健センター増築	意見 保健センターは増築ではなく代替地を探し新しい施設を建設した方が良い。 理由 現保健センターの老朽化が進んでいる中で改修しても近い将来取り壊すことになり、また、スペースが足りなくなると予想される。	D	代替地の検討もしましたが、市内に適した土地がなく、現在の保健センターに隣接する旧中央図書館敷地を活用する計画としました。また、現在の保健センターで老朽化しているのは施設設備であり、躯体は健全です。目標耐用年数60年まで使用できるよう、今回の大規模改修を行います。
25	10	1	9-10	Ⅱ-1	保健センター増築	意見 保健センター大規模改修の手法(素案9～10頁)の項に示す、隣接地を活用した増築による機能維持について、「近隣住宅への生活環境を保持する必要がある」と追記すべきです。 理由 武蔵野市第六期長期計画の「都市基盤」における基本施策としての「安心して心地よく住み続けられる住環境づくり」の項において、「住宅は、生活の基盤であるとともに、まちを形作る基本的な要素である。安心して住み続けられる良好な住環境を形成するため、市民、地域、事業者、関連団体等と連携を図りながら、ハード・ソフト両面から住宅施策を総合的かつ計画的に推進する。」とあり、市の今後の住宅行政に大いに期待するところです。 ところで、この素案において、他施設への複合化案や仮設案には、「メリットなし」と明記されている一方、隣接地の活用による増築案には、「既存建物を利活用することで、保健センター機能が拡充できる」との表記のみで、他には、特に課題がない様にとらえてしまう恐れがあります。 しかしながら、近隣(特に北側敷地)の住民にとっては、これまでの平穏な生活に支障が生じるような大規模・高層となるような増築については拒否感や恐怖感をもつことが考えられます。 従って、誤解による近隣住民との抗争等を防ぐ意味でも、まずは、冒頭にあたるこの項において、この隣接地の活用による増築案については、「近隣住宅への生活環境を保持するための配慮が必要である。」ことも併せて明記すべきです。	B	周辺へ配慮した建物としていくことについては、基本計画(素案)P39「3 建築計画における留意事項」及びP42「2 配慮事項」に記載しておりますが、平成21年に旧中央図書館の建物が解体されて以降、長らく空地であったため、現在に比べ一定の環境の変化が起こることは、ご理解願います。
26	33	1	39	V-3	建築計画	保健センター増築及び新規事業の運営に関しては、一市民として反対するつもりはありません。隣地に住んでいる住民として素案に明記している周辺への配慮について、法・条例に準じていたら良いという考えではなく、できる限り日照・プライバシーに配慮していただきたいと思えます。生活の場の環境が変化すれば高齢者にとっては健康を阻害することも考えられます。お互いに納得いく形で増築計画の検討をお願いします。		
27	10	2	12	Ⅱ-3	保健センター増築	意見 Ⅱ-3 増築にあたっての基本方針(素案12頁)の項には、「増築工事における基本方針」を⑤として、追記すべきです。 理由 増築工事を行う隣接地および大規模改修工事を行う既存建物敷地周辺は、比較的交通量が少なく、多くの住宅地に隣接している上、小学校、図書館、保育園等に通う子供たちや、道路を挟んですぐ西側にある武蔵野年金事務所へ来所する高齢者等の通行が終日続く地域です。また、増築および既存建造物の撤去に伴う周辺地域に及ぼす騒音、振動、塵埃への軽減対策の実施が必須です。 従って、次の基本方針を追記すべきです。 「増築工事敷地周辺地域の安全と安心を確保する」 [長期計画 6 行財政 基本施策3-(1)] ・増築工事における敷地周辺住宅の居住環境への配慮 ・増築工事における敷地周辺地域の居住者の理解等の確保 ・増築工事中における敷地周辺の通行者等への安全確保	A	ご意見いただきました工事期間中の安全確保、周辺配慮につきましては、工事発注の際に施工業者に、工事の際の配慮事項として提示いたします。本件につきましては、基本計画(素案)P39「3 建築計画における留意事項」及びP42「2 配慮事項」にて、記載を修正いたします。
28	16	3	13	Ⅱ-4	保健センター増築	(3)現在の我が国が抱える最大の課題は災害対策である。市民の希望を考慮しても災害医療体制の充実は不可欠であり、保健センターそのものが災害医療体制を支える場として単なる備蓄庫にとどまらない柔軟な災害医療対策を担える機能を備えるべきである。	A	ご意見いただきました点につきまして、基本計画(素案)P13に、災害医療体制を補完する施設として防災機能を拡充する旨を追記します。
29	16	4	13	Ⅱ-4	保健センター増築	(4)災害や感染症発生時に職務遂行のために即時転用できる会議スペースや作業スペースの確保は必須と考える。	B	基本計画(素案)P13のとおり、転用できる会議室スペース・ひろばスペースの確保を行うよう基本設計を進めます。
30	16	5	13-16	Ⅱ-4	保健センター増築	(5)施設内における情報インフラの整備と関係各所とのネットワーク体制の整備を始め新しい時代のDXに対応できる施設であることが重要である。 人生 80 年時代の昭和から平成を経て人生 100 年時代と言われる令和の現在、疾病構造の変化や医療技術の進歩は著しくかつては、疾病を早期発見し、寿命をのばすことを目的としていた時代から疾病を予防し健康寿命の延伸を目標とする時代へと移り変わっています。一方、インターネットの普及により健康に関する情報も簡単に手に入れられるようになり住民のヘルスリテラシーも向上しています。そのような時代背景を受けて保健センターも武蔵野市民のすべての世代の健康増進に十分応えられる健康事業拠点として 新しく生まれ変わってくれることを強く期待し、今回の増改築において特段のご高配をお願い申し上げます。	B	ご意見として承ります。今後、専門家からの意見聴取による検討を進め、さらに基本設計の中で情報設備の検討をしていきます。

通し 番号	提出 番号	意見 番号	素案 ページ	章項目 番号	項目名	意見 (原則、原文のまま記載※所属や誤字等と見受けられるものは一部修正)	対応 分類	市の対応方針
31	16	1	15	Ⅱ-4	保健センター 増築	武蔵野市立保健センターは武蔵野市民の健康を確保し、疾病を予防するとともに健康な市民生活を支える総合的な健康づくりを推進する拠点として誕生しました。保健センターが開設された昭和62年頃は老人保健法(昭和58年)が施行され、それに基づく健診事業を始めとして、市民のための人間ドッグそして各種臨床検査や画像診断を担う施設として役割を果たしていました。しかしこの30年以上の間に多くの法改正が行われ、医療の著しい発展とともに健診事業にも新たな考え方が導入され保健センターの役割も多岐にわたるようになりました。今回の改築においては現在の医療の進歩を鑑みさらに今後の市民ニーズに応えられる施設として拡充することを期待し、意見を述べさせていただきます。 (1)健康増進法により推進される健康日本21の内容に十分に対応できる施設であるべく、健康寿命の延伸や健康格差の是正・生活習慣病の発病と重症化予防・社会生活を営むための機能の維持向上につながる各種健診事業・相談指導が十分にを行うことが出来、武蔵野市民のさらなる健康づくりに活用できる設備とスペースを確保することが肝要である。	B	基本計画(素案)P15のとおり、市民のさらなる健康づくりに活用できる設備とスペースの確保について、専門家からの意見聴取による検討を進め、さらに基本設計の中で検討を進めていきます。
32	16	2	16	Ⅱ-4	保健センター 増築	(2)医療機関の診療や健診および人間ドッグ等における各種臨床検査や画像診断は極めて重要且つ貢献度が高いためこれらを支える施設としての拡充が必要である。	B	ご意見いただきました点につきまして、各医療機関からの依頼検査や人間ドッグは重要であると考えているため、基本計画(素案)P16のとおり、専門家からの意見聴取による検討を進め、さらに基本設計の中で、必要となる設備や施設規模を検討していきます。
33	7	3	17-24	Ⅲ	子ども子育て 支援施設整備	2. 人材育成への提言(その1) 子育て世代包括支援センター(旧保健センター+旧子ども家庭支援センター)・児童発達支援センター・教育支援センターを一つの複合施設内に同居させることで、総合相談窓口の設置と総合的な支援体制の構築を図るとの考えにはおおむね賛成します。 各主要3センターの機能・役割は重なり合う部分もありますが、個々が専門性・独立性の高い部分もあります。いかに一つの施設内に複数部署が同居しても、お互いの部署の垣根はときに高い時もあり得るように思います。 そこで、各センター所属の職員以外に、各センターにまたがる役割を果たす独立した遊撃チームを機関設置し、総合窓口を兼ねることで、有機的・一体的な連携が実現しやすくなるのではないのでしょうか。その機関が総合窓口=エントランスフロアの職務に当たることが望ましいと思います。 また、そうした考え方に基づく次世代人材の育成も重要であり、グローバルistとスペシャリストの並行した人材育成を市職員の人事政策としても検討すべきと思います。どんな事業も議会で議決されれば、予算と箱(施設)は早々に進められるが、ヒト資源の拡充は時間がかかるものです。初期段階から人材育成プランを固めていかないと、せっかくの良い案件も絵に描いた餅になりかねません。	C	各部門の連携、人材育成の重要性については、ご指摘の通りと認識しています。いただいたご意見については、今後の検討の際に参考にさせていただきます。
34	7	4	17-24	Ⅲ	子ども子育て 支援施設整備	3. 人材育成への提言(その2) 説明会で質疑があった18歳以降の方に対するフォローの件を、逆に活かすことができないかと考えて思い付いたアイデアです。これは、往々にして施す側(市)・施される側(利用者)という一方的関係に陥りがちな行政サービスに関して、双方向的な関係の構築にもつながり、自治基本条例等で謳っているところの「協働」にも寄与するものと思います。 一つ目は、18歳までの期間に当複合施設の利用をした子どもたちを、サポートスタッフのような形で関わってもらうというアイデア。もちろん、本人の意思と了解を確認した上でのことにはなりますが、18歳までの間に当施設のおかげで今の自分があると感じている子どもがいたとしたら、その感謝の気持ちをスタッフとして活動することで表現することができるし、社会との接点を主体的に持とうという意思形成にも意味があるのではないのでしょうか。誰かの役に立っていると感じられることは、自己肯定感の形成にも役立ち、自立支援にもつながると思います。 二つ目は、当施設を利用した保護者同士のネットワークを形成すること。もちろん個々のご家庭のプライバシーは十分に保護されないといけませんし、当施設へ訪れるような悩みを抱えているご家庭はなかなか簡単にオープンな関係性を望んでいないかもしれません。しかしながら、似たような悩みを抱えている者同士で、日頃の思いを吐露したり励まし合ったりする場があれば、日々の生活に勇気が出るのではないのでしょうか。イメージとしてはデイサービスセンター等の高齢者施設での家族会のような場があると良いと思います。そして、子どもが一定の年齢になり子育てを卒業した方々が、やはりサポートスタッフとして活躍する場面もあるかもしれません。	C	新たな施設の運営において、利用者である子どもや保護者がどのような形で関わってもらうことができるかについても、検討の際に必要な視点であると認識しています。いただいたご意見を検討の際に参考にさせていただきます。
35	7	5	17-24	Ⅲ	子ども子育て 支援施設整備	4. 武蔵野市との転入出 本件が実現し軌道に乗ってくれば、武蔵野市に居住し続けている子どもやご家庭にとっては大きな支援につながることはイメージ可能です。しかし、生まれてから大人になるまでずっと武蔵野市に住み続ける方ばかりではないので、武蔵野市への転入、武蔵野市からの転出の方々へのアプローチも必要と思います。他の地方自治体との連携・引継ぎをどう図っていくかということも、運用面では射程に入れて欲しいです。	C	ご意見として承ります。今後の検討の際に参考にさせていただきます。
36	19	5	18-19	Ⅲ-2	子ども子育て 支援施設整備	②既存建物の空きスペースを活用し子育て支援施設整備する。空きスペースを何かに使おう、そうだと子育て支援包括センター的な物を国につくれといわれているからここに作ってしまえ!というようにしか思えません。本当に子育て支援を真剣に考えるならばまずそのビジョンをもとに作りあげるべき姿。空いたスペースに詰めこもうとするこそくなりかたに反対。 ③子ども子育て支援施設整備の検討はコロナが収束したときに再検討するべき。ICTの有効活用なども検討するべき。	D	子ども子育て家庭への支援については、令和2年度以前の市内検討に加え、令和3年度に有識者会議により、望ましいあり方の議論を行いました。本計画案については、有識者会議で示された理念を踏まえて策定しています。
37	19	7	18-19	Ⅲ-2	子ども子育て 支援施設整備	⑤相談窓口が複数ありどこに相談すれば分からないシステムは同じビルに入ったからといって改善されるものではない。それよりもコーディネーター的なサービスや人員を増やす方がよい。これも積極的にICT利用すればよい。	C	コーディネートの機能については、重要な点と認識しています。いただいたご意見も参考に、今後あり方を検討してまいります。

通し番号	提出番号	意見番号	素案ページ	章項目番号	項目名	意見 (原則、原文のまま記載※所属や誤字等と見受けられるものは一部修正)	対応分類	市の対応方針
38	10	4	18-19	Ⅲ-2	子ども子育て支援施設整備	意見 子ども子育て支援施設整備における複合施設については、令和2年度における庁内検討委員会で確認された「検討すべき課題」については、その内容と「解決策」を明記すべきです。 理由 素案Ⅲ-2 子ども子育て支援施設整備の検討(素案18頁)の項において、子ども子育て支援施設整備の検討における複合施設については、「検討すべき課題があることも合わせて確認された」ということですが、どのような課題があるかをこの素案中に明記がないまま、「Ⅳ 施設計画(素案25頁)事業の進め方」の項で、いきなり、④として、「新たに設置する子ども子育て支援複合施設として本格運用を開始する」と飛躍した説明となっている、一般市民の感覚では、納得がいきがないところ。これまで、支援施設が市内に分散してたがゆえに、そのメリットとして近所の支援施設を利用できた子どもたちやその親たちが、複合施設への集約により、これまでのように身近の施設を利用できなくなることが十分想定されます。この課題についての対応はどうするのかの説明が不足しています。 同じく、支援複合施設を当地に集約することで、駐輪計画台数160台(素案43頁)が示すように、これまでに比較して人流が極めて増大し、来訪者のみならず、近隣通行者の交通事故等の増加や周辺地域への騒音等の増大は必至であり、この予防対策をどのようにするのかの説明が必要です。	B	子どもと子育て家庭のための新たな施設を設置した後も、0123施設やみどりのこども館等の地域の支援施設は、基本的に現在の場所に残ることを想定しています。引き続き、地域の支援施設での相談事業を継続するとともに、新たな施設との連携を強化してまいります。また、駐輪場については床面積が増えることにより、市条例に基づき設置する台数も増えますが、特定の時間帯に交通需要が増える機能は限られているため、交通環境に大きな影響は与えないものと考えております。出入りの際の安全確保については、配置の工夫による見通し確保等の対策を検討してまいります。
39	31	11	18-19	Ⅲ-2	子ども子育て支援施設整備	子ども子育て総合施設が明確でない 1、報告書では、検討委員会が令和3年5月から4年11月まで5回開催されているとなっている。 2、第一回目は正副委員長の選出、会の趣旨説明と聞いている。第二回目から保健センターの増築の話となり実質3回の審議で答申している。4500㎡の増築部分の大半を占めると思われる。出席各委員が希望を述べたとのこと議事録をきちんと公開して事業計画を明らかにして市議会を始め市民に提示するのが行政側の役割ではないか。ネットだけでなく、市報に要点を掲載すべきです。新規の建物を建設するときは建てて終わりではなく60年以上存続をするのだから建設費、事業内容、必要人員、ランニングコストなどを明確にして市民説明、市議会で集中的に審議し、GOサインを出してもらう事が必須です。ちなみに0123吉祥寺は土地を購入してから数年学識経験者や専門家会議が検討をして、その都度市議会にも報告し、2年以上かかって出来上がり、その後建設にかかりランニングコストは総経費毎年5000万円以下と記憶している。 3、報告書の中で記述されている事業内容は現在はこの組織が担っていてランニングコストはいくらかかっているのか。今までの施設を廃止して、総て統合するのか。その際の事業費はいくらになるのか明示して欲しい。それが市民参加の市政です。	D	保健センターの増築及び大規模改修の手法については、武蔵野市公共施設等総合管理計画庁内推進本部で議論を重ね、都度市議会にも報告しながら検討を進めています。 また、子どもと子育て家庭への支援のあり方検討有識者会議については、公開で行われ、中間報告及び令和3年12月の最終報告書について、その都度、市議会に情報提供するとともに、議事録についても以下のURLで公開しております。 http://www.city.musashino.lg.jp/shisei_joho/sesaku_keikaku/kodomokateibu/1032430.html 加えて、本基本計画策定においては、市民の皆様にも素案の段階でお示しし、ご意見を伺っているところです。 想定されている新たな施設での主な事業については、現在、健康福祉部健康課(母子保健係)、子ども家庭部子ども子育て支援課(子ども家庭支援センター)、教育部教育支援課(教育支援センター)、及び児童発達支援センターが担っています。 基本計画策定後の基本設計・実施設計で具体的ものとなる際には、建設費等もお示しすることが可能になると考えております。
40	31	12	18-19	Ⅲ-2	子ども子育て支援施設整備	4、虐待の問題の記述があるが、平成15年に設置した武蔵野市子どもSOS支援センターとその発展形の子ども家庭支援センターはこの施設に移すのか。さらに、措置権を持っているとの都立杉並児童相談所との役割分担はどうするのか。杉並区立の児童相談所が出来た場合どうするのか。そのことを都と協議調整し将来を展望した事業計画なのか。	D	基本計画(素案)に記載の通り、子ども家庭支援センターは施設に移転することを想定しています。都立児童相談所との関係は、移転後も現在と変わりません。
41	31	13	18-19	Ⅲ-2	子ども子育て支援施設整備	5、類似市の動向はどうか。	A	それぞれ複合化する機能は異なりますが、三鷹市、立川市、日野市をはじめ、多くの自治体で、子どもに関する機能を複合化した施設を設置しています。なお、現在、国でも、母子保健と児童福祉の一体化を目指す方向性を示しているため、今後も複合化を図る動きが全国的に進む可能性があるものと認識しています。
42	31	15	18-19	Ⅲ-2	子ども子育て支援施設整備	最後に子ども子育て総合支援センターの学識経験者の答申が出されたのが本年2月。市議会や市民に十分な内容の周知などはできたのか？松下市長は施政方針で繰り返し市民参加を尊重する姿勢を強調している。この方針に明らかに矛盾している。	D	有識者会議からの報告は令和3年12月にまとめられました。市議会に情報提供するとともに、市のホームページで公開しています。また、全ての会議は公開で行われ、開催のたびにSNS等での周知を図りました。
43	35	1	22-24	Ⅲ-5	子ども子育て支援施設整備	杉並児童相談所の担当地域は、杉並区、中野区、武蔵野市、三鷹市ですが、中野区にお住まいの方の相談窓口(令和4年4月1日以降)中野区児童相談所になります。又、杉並区も独自の相談業務をするとの情報があります。ならば武蔵野市でも、子ども家庭支援センターを強化し、虐待児のケアのみならず、虐待した親へのケア及び継続的な支援を、特に強く望みます！！	C	現在、武蔵野市で児童相談所を設置することは制度上できませんが、ご指摘の主旨を踏まえ、子ども家庭支援センターでの適切な支援を進めてまいります。

通し番号	提出番号	意見番号	素案ページ	章項目番号	項目名	意見 (原則、原文のまま記載※所属や誤字等と見受けられるものは一部修正)	対応分類	市の対応方針
44	36	1	22-24	Ⅲ-5	子ども子育て支援施設整備	<p>近年各地で公共施設の複合化が進んでいますが、支援の連携や手続き的な面での複合化はとても良いと思いますのが、居場所を集約することには少し心配があります。ただ場所をつくるだけでは、年齢や利用回数などの謎のパワーバランスがとられてしまうことがあると思いますし、繊細な子どもや悩みを抱えた大人となると、それぞれが居心地良く過ごせるような配慮は、ただスペースがあれば良いということだけでなく、その場所に関わる人がつくっていくものであるため、それぞれのベストな距離感や人と関わる権利と同時に関わらない権利も、公共の場所においては補償されなければいけないと思います。</p> <p>また、子どもに関わる事ですので、可能であれば子ども達自身の意見も聞いてもらえたら良いと思います。私たちの本の活動でもありがちなのですが、「大人の思いを叶えるためのもの」として求められる事が多くあります。また、子どもの専門的な人や団体でも「こういうものだ」と子ども自身よりも自分や団体の考えが勝っている場合も良く見受けられます。</p> <p>こちらの方針としても「子どものため」を掲げていらっしゃるの、本当に子ども自身のためになることなのか、大人の希望や管理のしやすさ、なぞの思想などが優先されていないか、そういった視点は折につけ確認しながら進めていただけたらと思います。なかなか難しい事ですが、ハード面含め、そういったソフト面も見越した計画として議論がなされることを願います。</p> <p>すでになされていることで、どちらかに反映されていたら私の勉強不足ですみません！</p> <p>いずれにしても、新たなものにはそれぞれが自己都合での期待をしますし、すべての人が納得のいくものはないと思いますが、より良い形となりますよう祈っています。 私どもも、微力ながらサポートに取り組んでまいります。 何かご協力できることがございましたら、お気軽にお声がけください。</p>	B	ご指摘の主旨を踏まえ、特定の人だけに居心地のよい施設とならないよう、検討を進めてまいります。実際に使われる方々、特に、子どもの居場所となる部分については、子ども自身の意見を聞きながら検討を進めることができるよう努めてまいります。
45	37	4	24	Ⅲ-5	子ども子育て支援施設整備	意見4 p.24課題・背景(「必ずしも自ら相談に来ることは限らない」よりは「自ら相談に来ることはあまりない」のほうが現実的じゃないでしょうか。	C	自ら相談に来られない事例について、現時点で詳細な件数を把握することが困難なため、このような表記としていますが、課題としては認識しております。新たな施設については、必要な方に適切な相談支援が提供できるような仕組みを検討してまいります。
46	37	5	24	Ⅲ-5	子ども子育て支援施設整備	意見5 p.24役割・機能(「支援につなぐ仕組み」の前に、「相談事を話せる関係づくり」ではないでしょうか。	D	関係づくりも当然必要なものと認識しており、そのための環境づくりも含めて「仕組み」という表現を取っています。
47	10	3	25	Ⅳ-1	施設計画	<p>意見 Ⅳ 施設計画のⅣ-1 事業の進め方(素案25頁)(1)の項における増築工事を行う建物の形状を、北側隣接住宅に対する日照障害や圧迫感を防ぐように変更すべきです。</p> <p>理由 増築部分の建物階数が総4階建てになっていて、かなりの圧迫感を与えると同時に、日照障害を起こしやすい形状になっています。(素案25頁) 武蔵野市の景観ガイドライン(別冊:景観誘導基準の解説)における「一戸建て以外の建築物の景観誘導基準(住宅地)」(18頁)の項に示すA 配置・規模の項には、「①適切な隣棟間隔や周囲に開かれたオープンスペースの確保など、ゆとりある景観に配慮した配置とする」とあります。 また、同じくB 形態・意匠・色彩の項には、「②建築物が周囲に圧迫感を与えないよう、部分的なセットバックや、形態や色彩の分割化などの工夫をする」とあります。 これにより、増築部分の建物の形状を次のように変更すべきです。</p>	B	現在の保健センターの大規模改修を行うにあたり、その機能を移転し事業を継続する必要があります。現保健センターと同規模の増築が必要となりますが、本基本計画(素案)では、具体的な建物の形状・配置等は示しておりません。また、ご意見にある圧迫感や日照障害等の影響については、建物階数だけでなく敷地内の建物配置等も大きな要素となります。基本設計・実施設計では、関係法令の遵守はもちろんのこと、景観ガイドライン等も参考にし、周辺環境に配慮した建物となるよう検討してまいります。
48	15	2	26	Ⅳ-2	施設計画	2. 子育て支援センターの具体的業務内容が分からない。自助、共助、公助に分けて考えたとき市の公助対象とする定義を明確にして、子育て支援センターの業務内容を明確にすべき。	D	子ども子育て支援機能については、全ての子ども子育て家庭に対する包括的な支援を行うことを目的としています。必須とする業務については、基本計画(素案)P26に記載しております。具体的には、現在、保健センター、子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育支援センターでそれぞれ実施している既存事業を中心に、支援が必要な方への一体的なサポートを行います。
49	34	1	26-31	Ⅳ-2	施設計画	増築部分にいろいろなものを詰め込み過ぎているように感じます。	B	必要な機能、求められる機能を精査し、適正な面積を確保するよう進めてまいります。
50	37	7	26-31	Ⅳ-2	意見7 p.28エントランスフロアだけでも機能が豊富で一つの大きな施設を作れそうです。大丈夫でしょうか。			
51	34	4	27	Ⅳ-2	施設計画	子どもの権利条例制定を視野に入れて整備するのであれば、もう少し時間をかけた方が良いように思いました。	D	子どもの権利に関する条例(仮称)については、令和5年の施行を目指して検討しておりますが、条例制定後に施設は開設が予定されているため、設置に当たっては、条例の理念を踏まえて、検討を進めていくものと認識しています。

通し 番号	提出 番号	意見 番号	素案 ページ	章項目 番号	項目名	意見 (原則、原文のまま記載※所属や誤字等と見受けられるものは一部修正)	対応 分類	市の対応方針
52	37	6	28	IV-2	施設計画	意見6 p.28エントランスフロアをワクチン接種会場への転用を想定しています。転用される場所・機能は他で代替ができるかも考えないといけないのではないのでしょうか。例えば会議室は市内にたくさんあるので代替はききますが、エントランスフロアはどうでしょうか。	B	今般の新型コロナウイルス対応を踏まえ、大きな接種会場を確保するまでの初動対応を行うためには、予め位置付けをもった空間が必要と考えております。通常時は様々な人が集まることができる場所とし、人が集まるのが難しい状況となったときには、それに対応する機能に速やかに転用できるよう整備します。 なお、ワクチン接種会場は、受付・問診・接種・接種記録、経過観察等のエリアを備えるため、本施設の会議室を転用することは勿論のこと、相応に広いスペースが必要となるため、代替としても小規模の会議室のみでは難しいと考えています。また、執務室に近い方が円滑かつ確実に接種事業が進められるため、現段階では、本施設のエントランスフロアの転用を考えています。
53	42	3	28-29	IV-2	施設計画	③地域の子供達が過ごせる、ミニ児童館の様なスペース。 コミセンもあるが、残念ながら子供達が賑やかに遊べる雰囲気ではなく、大人の場所、としての意識が強く、子供達の居場所が不足している。子供達が安心して楽しく過ごせる居場所が必要。 現在、市内には子供達が過ごせる居場所や児童館が不足しており、沢山の子供達の孤独や困り事を目にします。辛い思いをしている子供達が安心して過ごせる為にも、私自身も自宅を開放して居場所をしています。 子供達は地域の宝です。また、将来地域を支える存在にもなります。地域の大人達が子供達を温かい目で見守り支援する必要があります。子供達が安心して過ごせる居場所を増設していく事は、子供達の自己肯定感を持つ事ができ、年々増加している子供の自殺を食い止める事に繋がります。どうぞご検討よろしくお願いたします。	C	ご意見として承ります。子供の居場所については、市としても課題として認識しており、今後、いただいたご意見も参考にしながら検討を進めてまいります。
54	43	1	28-29	IV-2	施設計画	こどもに直接かわかることではありませんが、子どもたちやその家族を支援する団体として望みたいことがあります。 地域の市民の団体として、子どもたちやそのご家族の支援をしたいと思い、子ども食堂やパントリー、学習室を行っています。 私たちが地域のような団体は、活動場所が定まらないことに立ちを感じています。コロナ禍であることを考えるとそれも仕方がないと思います。 コミセンなども子ども食堂の開催場所としてふさわしい場所だと感じていますが、場所の確保が定期的には難しいのが現状です。今回の保健センターが複合施設になると伺い、子ども食堂が開催できる場所になることを願わずにはられません。 私たちの団体だけではなく、複数の団体が活動できるシェアキッチンがあると、毎日どこかの団体が、同じ場所で子ども食堂(地域の食堂)が開催できます。 子どもだけでなく多様な市民がその場所で食事をしながら、ゆるやかにつながる居場所になることができます。 そんな場所を新しい施設に作っていただきますよう、お願いたします。	C	ご意見として承ります。子ども・コミュニティ食堂や学習支援事業など、子どもの居場所となる活動場所の確保については市としても課題として認識しています。引き続き課題について検討を行うとともに、新しい施設の子どもの居場所としての活用についても、いただいたご意見も参考に検討を進めてまいります。
55	7	1	28-29	IV-2	施設計画	1. エントランスフロアのオープン性と秘匿性 「全ての子どもと、子育てに関わる人が、必要ときにサポートを求めることができる」との基本理念に共感致します。そして、その理念を前提に考えると、複合施設内のエントランスフロアの役割はいわゆる「駆け込み寺」的な意味を持つであろうことは想像できますので、比較的オープンな雰囲気ファーストコンタクトとなるべき場所として設置されるのだろうと考えます。その際に、以下二点について重要視して頂きたいと思っております。これは、建物のレイアウト設計等にも関わる部分だと思っておりますので、本計画内で書き込んで頂きたいと思っております。 ①子どもが単独でも相談に訪れることができるような雰囲気づくり ほとんどの場合、親+子どもと一緒に、あるいは親が単独で相談に来るケースであろう。しかし、中には親との関係がうまくいっておらず子どもが単独で悩んでいる場合、心配させたくなくて親に上手く相談できない子供がいる場合もあるだろう。そんなときに、子どもが単独でも相談に訪れることができるような雰囲気づくりを希望致します。	A	いただいたご意見を踏まえ、基本計画(素案)P29の「⑥子どもの居場所」の部分に、「子どもがひとりでも相談に訪れやすいような雰囲気づくりがなされている」という記載を追記します。なお、子どもの居場所については、今後、当事者である子どもの声も聞きながら検討していきたいと考えています。
56	7	2	28-29	IV-2	施設計画	②相談に訪れた子どもや家庭のプライバシーを守る秘匿性 一方で、あまりにもオープンすぎる設計だと、相談に訪れた方々の秘匿性が担保されないのではないかと懸念します。例えば、いじめに悩んでいる子が相談に来たことが同級生のいじめっ子に目撃されるようなことが起きれば、より一層いじめに拍車がかかる可能性があります。また、保護者が相談に来た時も、近所の方々に見られたくない思いがあらうと思っております。職員の個人情報に関する守秘義務などは当然のこととして、場所・空間としてのプライバシー保護を確保する設計が本計画の中に書き込まれていないように思っております。	A	オープンな雰囲気かつ、多様な相談が集約される複合施設となることで、何を相談しに来たのか特定しにくくなるというメリットがあると考えられます。一方で、やはり他者の目が気になるという方もいらっしゃると思いますので、出入口のつくり方や建物内の動線の配慮により、プライバシーを確保するよう検討いたします。この点について、基本計画(素案)P30「3. 近接すべき機能、配置に配慮すべき機能」を改編し、プライバシー確保に関する項目を追加いたします。

通し番号	提出番号	意見番号	素案ページ	章項目番号	項目名	意見 (原則、原文のまま記載※所属や誤字等と見受けられるものは一部修正)	対応分類	市の対応方針
57	41	1	28-29	IV-2	施設計画	先日基本計画(素案)を拜見させていただき、ご提案させていただきたいことがあり、ご連絡いたしました。現在、小・中学生の居場所づくり関連で地域の方々と活動をしています。活動をしていて気づくことが多々あります。特に中学生は本当は居場所を探しているけれど見つからず、年頃ということもあり、学校や行政が用意する場所というところに素直に飛び込めない子どもも多いのではないのでしょうか。 そこで今素案の28～29ページにある、1～8の機能に加えて「まんが本を置いたフリースペース」を提案いたします。イメージとしては立川市にある「まんがばーく」を想像していただけると良いと思います。昼敷きの空間でおうちでくつろいでいるようにまんがを楽しむことができる施設です。子どもと何度か行きましたが、近くにあったらいいなと言っておりました。わざわざ遠くから足を運ぶ方もいらっしゃるようです。 https://mangapark.jp/ 漫画を読めるスペースというインターネットカフェやまんが喫茶を想像しがちですが、明るい空間の中でオープンに、自由にまんがを楽しむことができれば老若男女問わず集うことが出来、居場所は欲しいけれど難しいと思っている子どもが読むという目的があるので、足が向きやすいのではないかと。と思ったのです。すぐ隣に図書館がありますが、図書館とは差別化を図ってより自由な空間を創り出していただけたら。 ご検討いただくと幸いです。少しでもご検討の余地がございましたら具体的にお話が出来ればと思います。	B	立川市の施設については、子どもに限らず多くの方が集まる施設となっており、参考にしながら今後検討を進めてまいります。
58	38	5	29	IV-2	施設計画	意見:5 p.29 IV-2 2-(3)-⑧一時預かりについて 一時預かり機能を健診の際にも活用できるようにしてほしい。実現すれば、複合化ならではの強みになると思う。	C	ご意見として承りました。今後、一時預かり機能の整備も検討を進め、整備する方向となった場合は、健診の際に活用できるよう検討していきます。
59	38	6	30	IV-2	施設計画	意見:6 p.30 IV-2 3-(2) 不登校児童生徒支援(チャレンジルーム)について チャレンジルームが学校の敷地から出て設置されること、更に、利用者のプライバシーを確保した動線を考慮して計画されていることが素晴らしいです。不登校の児童生徒が通いやすい、通いたくなる施設になってほしい。	C	ご意見を参考に計画を検討してまいります。
60	38	7	32	IV-3	施設計画	意見:7 p.32 IV-3 1-(2)子ども子育て支援施設の検討について 記載のように、そもそも学校の中に不登校支援施設があるのは変なので、課題とはっきり認識していただけて良かったと思う。		
61	42	1	26	IV-2	施設計画	①不登校児の居場所、又はチャレンジルームを新保健センター内に設置希望しています。 理由 ・武蔵野市内にはチャレンジルームは一ヶ所しかなく、しかも、大野田小学校に隣接し、市内の不登校児にとっては距離的にも通いにくい。 又、学校に隣接されているので、学校という場所に行きづらい子にとっては近寄り難い。現に市内の不登校児は少なくとも100人は居るのに、チャレンジルームを利用している生徒は少なく、孤立して苦しんでいる子ども達のニーズに合っていない。 ☆新保健センターならバス路線もあり、武蔵野中央図書館前からも近いので、利用しやすい。また、複合施設なので、子ども達も気軽に出入りしやすい。		
62	9	1	30	IV-2	施設計画	子どもたちが学校以外の場で学ぶチャレンジルームでは運動不足解消や小集団の遊びの中でコミュニケーションを身につける活動として運動は大切な活動の一つです。建物の屋上にボールなどが飛び出ないようなフェンスやネットを設置した広場があるとよいと思います。ご検討をお願いします。	B	関連法令等を調査して敷地内の空地部分や屋上の活用について検討します。
63	19	9	31	IV-2	施設計画	②その他学校機関は「連携」となっているがこれも含まれるべきではないか？ハビット⇒通級、小学校との連携が児童にとっては大事である。	D	保護者のご希望がある場合、ハビットでの相談内容等を学校と共有しています。また、特別支援学級にハビットの専門職が伺い、教員のサポートを行っています。
64	42	2	31	IV-2	施設計画	②不登校児の居場所が市内には少ないので、クレスコーレの様な場所を増やして欲しい。 (中学生だけでなく、小学生も過ごせる場所が必要。又、机だけで無く、ソファなどくつろげるスペースも重要)不登校の子ども達は自己肯定感を得る大人のサポートや、家庭以外でも安心して過ごせる場がある事が必要。	C	不登校児童生徒にとって、学校内外に安心して過ごせる居場所があることが必要です。特に小学生は家から近く通所しやすい環境が望ましいと考えます。今後はチャレンジルームの移設とともに学校内外の居場所づくりについても検討します。
65	37	1	32	IV-3	施設計画	意見1 チャレンジルームが大野田小から新施設へ移るのであればチャレンジルームについても考えるいい機会ではないでしょうか。 (1)子どもたちの意見をチャレンジルームに反映させてはいかががでしょうか。 (2)今までに届いた意見も含め多くの方からチャレンジルームについての意見を求めています。いかががでしょうか。	C	今後も利用している方、利用を選択しなかった方等の意見を把握してまいります。
66	37	2	32	IV-3	施設計画	意見2 チャレンジルームの移転について、現在利用されている方はもちろん、チャレンジルームを選択しなかった方、その他の子どもへのヒアリングは行ったほうがいいと思います。保護者にも。	C	今後も利用している方、利用を選択しなかった方等の意見を把握してまいります。

通し 番号	提出 番号	意見 番号	素案 ページ	章項目 番号	項目名	意見 (原則、原文のまま記載※所属や誤字等と見受けられるものは一部修正)	対応 分類	市の対応方針
67	19	8	32-33	IV-3	施設計画	①ハビットはあの場所にあるから行きやすい。ハビットに相談に行く必要のある保護者の心情を考えて欲しい。定型発達する子ども沢山いるかもしれない「複合施設」は気が重いということが分からないのか？	D	ハビットで行っている療育相談事業や計画相談支援事業は、従来通り児童発達支援センターみどりのこども館やハビットサテライトで継続します。複合施設では、例えば母子保健事業の利用時に療育の相談があった場合に必要な助言を行えるような連携体制を整えることを想定しています。
68	19	10	32-33	IV-3	施設計画	③チャレンジルームは各学校にも設置すべき。不登校＝学校がきらいと言うわけではない子もいる。自分の学校やクラスに愛着のある子もいる。不登校児童は本当に理由が様々なので、チャレンジルームを複合施設に作ったから解決するものではない。それよりもチャレンジルームのように再登校できるようにするための場所ではなく、学校復帰と関係のない居場所を校内外に増やすべき。	C	不登校の理由は様々であるので、多様な支援が必要です。不登校児童生徒の居場所も学校内外にあることが望ましいと考えます。校内では教室に入れない児童生徒の支援を「家庭と子どもの支援員」が行っていますが、今後支援員の配置拡充や教室以外の居場所の確保を目指します。
69	19	11	32-33	IV-3	施設計画	④不登校児童を大きく左右するのは環境である。居心地の良い環境を作るのは建物ではなくそこにあるサービスや人である。不登校児童が興味を持てる自由で安心した空間を作ることを最優先にしてほしい。	B	不登校児童生徒にとって居心地の良い環境づくりを目指します。
70	34	3	33	IV-3	施設計画	子ども(0歳から18歳)への支援と、大人への支援は分けた方が良いのではと思います。	B	実際の支援の際は、子どもへの支援と大人への支援(成人保健)は分かれるものと考えています。一方、子育て支援に関しては、保護者等への支援が子どもへの支援につながることも多く、その都度最適なあり方を検討して、支援を進めてまいります。また、施設内においても子ども子育て支援に関するエリアと老成人の保健衛生に関するエリアは、一定区画して配置するなど、市民にとって支援先が分かりやすい施設となるよう検討を進めていきます。
71	37	3	33	IV-3	施設計画	意見3 p.18相談先が複数に分かれて分かりづらいのは確かにそうで、ワンストップ窓口はあったほうが良いと思います。現在の子育て世代の行動から考えるとWEBからのアクセスも考えておいたほうがよくないでしょうか。WEBコンテンツを作るだけでなくオンライン行動パターンも研究してつながるようにできないでしょうか。	C	ご意見を今後の検討の際に参考にさせていただきます。
72	28	3	37	V-2	建築計画	2)の日照の影響について―― ①当該施設は建築基準法に則って設計されるはずですが、周辺住居の日照権がどのように保障されるのか、とくに、建ぺい率、日影規制、および(北側)斜線制限について、具体的にお示しいただきたく、お願い申し上げます。	B	当該地の都市計画による制限は以下のとおりです。 建ぺい率:60%(耐火建築物の場合は70%) 日影規制:4m/4h-2.5h 高度地区(北側への斜線制限及び高さ制限): 市道16号線道路境界線から20mの範囲:17m第2種高度地区 それ以外:23m第2種高度地区
73	37	8	39	V-3	建築計画	意見8 p.39(5)子どもへの配慮、設計時には子どもの意見を聞いたほうが良いと思う。	B	そのように進められるよう検討いたします。

通し番号	提出番号	意見番号	素案ページ	章項目番号	項目名	意見 (原則、原文のまま記載※所属や誤字等と見受けられるものは一部修正)	対応分類	市の対応方針
74	1	1	39	V-3	建築計画	旧図書館跡地の北側は、全て住居が建ち並んでおり北側に隣接するように全ての住居の南側に空きスペースが無い状態で建っております。 各住居の日当たりが悪くなってしまうように増築される建物の北側旧図書館跡地の北側 我々の住居の南側には十分な空きスペースを取って頂けますようお願い致します。	B	現在の保健センターの大規模改修を行うにあたり、その機能を移転し事業を継続する必要があります。現保健センターと同規模の増築が必要となりますが、本基本計画(素案)では、具体的な建物の形状・配置等は示しておりません。基本計画策定後に具体的な建物の形状を決めていく基本設計・実施設計では、基本計画(素案)P39及びP42記載のとおり、周辺への影響に配慮し、設計内容確定前に皆様のご意見を伺うため、説明会等の開催を予定しております。なお、本件は増築のため、現在の保健センターとの一体性が求められることから、南側に寄せて配置することを検討します。
75	2	1	39	V-3	建築計画	図面を見る限り北側に5階建てが、北側の縁に迫るように建つように思われます。日照権をどのようにお考えでしょうか。近隣の建物は3階建てです。		
76	11	1	39 42	V-3 VI-1	建築計画 外構計画	既存建物よりなるべく低層で、北側のマンションよりなるべく離す事をお願い致します。		
77	12	1	39 42	V-3 VI-1	建築計画 外構計画	意見 1. 増築建物のうち高層になる塔屋を含む部分を既存建物に接続させ、低層階となる建物部分が北側隣地に面する部分に配置すること。 2. 駐車・駐輪スペースを極力増築建物の北側に設けるなど、増築建物と隣地境界の間隔が広がるように配置すること。 理由 保健センター敷地の北側住居の、特に低層階にまで、日照が十分に確保されることはそこに居住する住民が健康な生活を営む上で切実な問題であり、最大限のご配慮をお願いしたい。		
78	20	2	39 42	V-3 VI-1	建築計画 外構計画	意見②: 建物は低く、マンションから十分に離すべきだと強く求めます。 理由: 日照障害の問題で、建物の高さが今の保健センターと同程度である場合、太陽の光が届かず、薄暗い中で生活することになり精神的や身体的な問題が発生、鬱つや、病気が心配。また家のほとんどの窓が保健センターの建物側に向いており、同じ目線に建物があると窓が開けられない、外の空気が吸えない、プライバシーの侵害、眺望が悪くなることも非常に懸念しています。 日照がさえぎられると部屋も寒く湿っぽくなりそこからくる健康障害も非常に懸念。 ビル風が起きることも心配です。 建物同士の距離が近ければ近いほどさらに状況は悪く、安全安心快適な住環境を脅かされることに強い懸念を抱いています。 また地震や火災があった場合に、建物が高く、近隣住居にも簡単に影響がでることも心配しています。 さらに医療機器などから発生する電磁波による障害も心配。 オフィスに出勤ということが少なくなり在宅ワークが主流になっており、落ち着いて仕事ができる健全な住環境を求めます。 建物は低く(図書館前に広場のよう建物ではなく広場にす等、配慮をお願いします)、マンションとは十分離してください。		
79	24	1	39 42	V-3 VI-1	建築計画 外構計画	意見① 建築について 1.日照障害が発生しないように設計すること。 2.敷地境界から現保健センター側に建物を集約して周辺住居からの離隔を十分に取ること。 3.計画建物から周辺住居の部屋の中が見える事の無いよう(プライバシー保護のため)具体策を講じる事		
80	25	1	39	V-3	建築計画	意見① 建築の高さを15m程度に変更すべきです。 →高さのある建物は、圧迫感によるストレスやプライバシーの侵害、日当たりが悪くなるといった点から好ましくないため。		
81	26	1	39	V-3	建築計画	意見① 建築の高さを15m程度に変更していただきたいです。 →高い建物が建つことによって近隣住民に圧迫感及びストレスを与えるだけでなく、日当たりも悪くなってしまうため。これらの被害を受ける住民を少しでも減らせるように高さを20mから15m程度に変更すべきだと考えます。		
82	28	2	39	V-3	建築計画	2)増設工事が周辺住居に及ぼす影響——「基本計画」39ページの「建築計画における留意事項(3)増築部分の周辺への配慮について」に、 1)周辺環境および既存建物と調和した建物形状、外観及び色彩とする。 2)日照の影響に配慮した計画とする。 3)周辺へのプライバシーに配慮した計画とし、特に住宅に向けた開口部への配慮や外構計画とも連携したものとします。 と記されています。この3項目のうち、とくに、2)「日照の影響に配慮」、と3)「周辺へのプライバシーに配慮」の2項目について、愚考ならびにお願いを申し上げます。		

通し番号	提出番号	意見番号	素案ページ	章項目番号	項目名	意見 (原則、原文のまま記載※所属や誤字等と見受けられるものは一部修正)	対応分類	市の対応方針
83	8	2	39	V-3	建築計画	現在北側の住居では夏冬、一年中日照が確保されており、静かな環境生活も同時に確保されています。その環境の確保が出来る様計画を進めてほしい為、具体的に回答いただきたい。 素案では駐輪台数160台と説明があるが、コスト検証、地盤改良基礎工事騒音振動減少も地下含め、地下空間を設けず、北側敷地やピロティを駐車場、駐輪場にする、建築の高さとヴォリュームを必要最低限にし北側の住居とセンター母屋との距離を取る等環境に配慮した計画にして欲しい。	B	平成21年に旧中央図書館の建物が解体されて以降、長らく空地であったため、現在に比べ一定の環境の変化が起こることはご理解願います。また、現在の保健センターの大規模改修を行うにあたり、その機能を移転し事業を継続する必要があります。現保健センターと同規模の増築が必要となりますが、本基本計画(素案)では、具体的な建物の形状・配置等は示しておりません。基本計画策定後に具体的な建物の形状を決めていく基本設計・実施設計では、基本計画(素案)P39及びP42記載のとおり、周辺への影響に配慮し、設計内容確定前に皆様のご意見を伺うため、説明会等の開催を予定しております。なお、本件は増築のため、現在の保健センターとの一体性が求められることから、南側に寄せて配置することを検討します。
84	13	1	39 42	V-3 VI-1	建築計画 外構計画	保健センターの北側住居の部屋に太陽光が入らなくなるのが心配。建物はできる限り南側に寄せて欲しい。		
85	18	1	39 42	V-3 VI-1	建築計画 外構計画	発表があつてからずっとそのことばかり考えてしまいます この空がもう見えなくなるのか… 窓に日が差し込まなくなるのか… 外を眺めてはため息の毎日です なんとか計画を中止していただくことはできないのでしょうか？ クリーンセンターの空き地とか他にも候補地は無いのでしょうか？ 今更こんな計画をさせても納得できません… せめて敷地の南側に集約してなるべくこちら側に建物が来ないようにできませんか？ 今ある建物に増築して運用することはできないのでしょうか？ 鬱になりそうです 毎日眠るたびに暗い気持ちになって今も眠れません なんとか周辺住民の生活を守る施設にしてほしいです この建物を建てるのに私達の税金を使ってるんですよね？ 今回の計画は本当に必要なのでしょうか？ コロナ対策と健康診断や子育て支援 すべてを一つの建物に集約する意味があるとは思えません 別々の建物でもいいと思いますし健康診断は近隣の病院でやればいいのか？ ここにある必要がわかりません…無駄に税金を使わないでください！ コロナ対策で必要ならば一時的なものなので簡易的な建物を作って対応すればいいかと思ひます 助けてください ちなみにこのマンションにはたくさんの高齢者がおります みなさんはもう他の場所に引っ越すこともできないし、死ぬまでこんな環境で過ごさなければならぬのかと落胆してます もしこのまま計画をすすめていくのなら自殺者もでてしまうかもしれません 周辺住民の健康、老人や子供の環境は考えずに計画されていると思ひます この場所に大規模な建物を建設することに反対いたします！ なんとかもう一度検討してください！ よろしくおねがいします…		
86	21	1	39	V-3	建築計画	【意見】 新設する建物は、最高でも3階以下にし北側を階段状に階を低くすべきです。 【理由】 北側の住居は、大きな建物が建つことにより、視界も大幅にせばまりますし、日ざしが届かなくなると、庭の樹木や育てている野菜や花の生育への悪影響はもちろんですが、私たちは引っ越すことができずに住むことになるので、部屋に長時間いることになる幼い子どもたちや私たち生活者の健康や精神衛生にも影響するからです。		
87	23	1	39	V-3	建築計画	周辺住居の日照権は絶対に忘れないでください。転勤族として転々としてまいりました。初めて購入できた住居です。もうずいぶん月日が経ちました。何よりも降り注ぐ太陽の恵みが何よりも幸せでした。		
88	23	2	39 42	V-3 VI-1	建築計画 外構計画	高さについてもなんとか考慮してください。同様の高さのビルが3棟もならぶので建物の間の距離に余裕もたせて下さい。例えば緑の木をもって建物の間を確保して下さい。		
89	30	2	39 42	V-3 VI-1	建築計画 外構計画	② 現在は夏冬、一年中日照が確保されており、静かな環境生活も同時に確保されています。その環境の確保が出来る様計画を進めてほしい為、具体的に回答いただきたい。 素案では駐輪台数160台と説明があるが、コスト検証、地盤改良基礎工事騒音振動減少も含め、地下空間を設けず、北側敷地やピロティを駐車場、駐輪場にする、建築の高さとヴォリュームを必要最低限にし周辺住居との距離を取る等環境に配慮した計画にして欲しい。		

通し番号	提出番号	意見番号	素案ページ	章項目番号	項目名	意見 (原則、原文のまま記載※所属や誤字等と見受けられるものは一部修正)	対応分類	市の対応方針
90	4	1	39	V-3	建築計画	市立保健センター増築計画(素案)について、以下の通り意見申し上げます。 意見 市立保健センター増築計画(素案)は見直しとすべきです。 理由 周辺環境に以下の影響が出るのが予測されるからです。 ・日照障害が起きます。 ・見晴らし、見通しがなくなります。 ・ビル風が起きます。 ・施設の集約化により、人流が増加して騒音や事故が増えます。 ・敷地内の旧建物の基礎を撤去することで、大きな振動や騒音土埃などが発生します。 見直しのご検討をお願いいたします。	B	基本計画策定後に具体的な建物の形状を決めていく基本設計・実施設計では、基本計画(素案)P39及びP42記載のとおり、周辺への影響に配慮してまいります。平成21年に旧中央図書館の建物が解体されて以降、長らく空地であったため、現在に比べ一定の環境の変化が起こることはご理解願います。
91	6	1	39	V-3	建築計画	<高い満足度の環境を変えないで下さい> いただきました企画図ですと、どう考えても20メートルをこす大きな建物が目の前に来る事になり太陽の光が届かない様になります。既存部分の建物がもっと既存寄りにして下さい。何よりも明るく、そして都市機能的にもとても住み心地の良い武蔵野の環境を感謝して参りました。この資産価値は明るさが大きく、身体的にも回復をもたらし、元気に働いています。	B	
92	21	3	39	V-3	建築計画	【意見】 新設建物は南側に寄せて、地下階を増やす等して地上は2～3階建て等、極力低く建設して下さい。 【理由】 日ざしが届かなくなると、隣接する庭の樹木や育てている野菜や花の生育への悪影響はもちろんです。私達は引っ越すことができずに住むこととなりますが、部屋に長時間いることになる幼い子どもたちや私たち生活者の健康や精神衛生にも影響するからです。日ざしと空の視界を極力確保して欲しい。市民の健康をめざす大きな施設の建設により、住まいへの日ざしや視界がさえぎられ、私達生活者の健康に悪影響が出るのを心配しています。	B	平成21年に旧中央図書館の建物が解体されて以降、長らく空地であったため、現在に比べ一定の環境の変化が起こることは避けられません。また、現在の保健センターの大規模改修を行うにあたり、その機能を移転し事業を継続する必要があります。現保健センターと同規模の増築が必要となりますが、本基本計画(素案)では、具体的な建物の形状・配置等は示していません。基本計画策定後に具体的な建物の形状を決めていく基本設計・実施設計では、基本計画(素案)P39及びP42記載のとおり、周辺への影響に配慮し、設計内容確定前に皆様のご意見を伺うため、説明会等の開催を予定しております。なお、本件は増築のため、現在の保健センターとの一体性が求められることから、南側に寄せて配置することを検討します。地下については、現在の保健センターと同じ地下1階までは想定していますが、地下階を増やすことは、工期の長期化、地下工事による周辺への影響拡大及び建設費の増大につながります。
93	14	2	39	V-3	建築計画	意見 増築がやむをえないのであれば、建物はなるべく現建物と同じ位の高さで北側マンションとの間隔を多くとるようにすべきである。 理由 日照問題や建物の圧迫感を少しでも軽減したい。	B	本計画の増築の目的は、現在の保健センターの大規模改修を行うにあたり、その機能を移転し事業を継続することであるため、これが可能となる規模が必要となります。基本計画策定後の基本設計・実施設計では、基本計画(素案)P39及びP42記載のとおり、周辺への影響に配慮し、設計内容確定前に皆様のご意見を伺うため、説明会等の開催を予定しております。なお、本件は増築のため、現在の保健センターとの一体性が求められることから、南側に寄せて配置することを検討します。
94	10	5	39	V-3	建築計画	意見 現在の保健センターが、わずか築34年で大規模改修を行うこととなった原因とし排水管等の劣化が示されていますが、これからの増築および改修を行う施設のこれらの設備に対する方針や留意事項を示すべきです。 理由 現在、建築・設備業界では、既存の施設を少なくとも築70年程度、できれば築100年を目指そうとの考えが支配的です。そのためには、設備管理の充実や経年劣化をカバーする頻度での補修を行うことが重要です。また、新築の建物では、これまでの苦い経験に学んで、耐久性の高い新材料の選択やメンテナンスのし易い設備設計とともに施工管理をしっかり行うことが重要です。 比較的短い年数で改修を迫られた苦い経験から、「Ⅱ-3 増築にあたっての基本方針」(素案12頁)およびⅣ-1 施設計画にあたっての留意事項(素案25頁)においては、排水管などの付属設備について、経年劣化の少ないと考えられる材料とともに、長期間にわたって保守管理(メンテナンス)が容易に行えるような取付け方法を選択することを追記すべきです。	B	現在の保健センターは目標耐用年数を60年としておりますが、その場合でも施設設備の大規模改修による更新は概ね30年に1度程度必要になり、築34年が経過する保健センターもその時期となります。今回既存の建物内で運営しながらの改修が困難なことを踏まえ、基本計画(素案)P39「3 建築計画における留意事項」(2)仕様・コストについて」では、将来の大規模改修では移転を要しない「居ながら工事」ができる計画とするよう記載しています。

通し番号	提出番号	意見番号	素案ページ	章項目番号	項目名	意見 (原則、原文のまま記載※所属や誤字等と見受けられるものは一部修正)	対応分類	市の対応方針
95	21	2	39	V-3	建築計画	【意見】 隣接する住居が見える、施設の北側窓には目隠し板をつけるべきです。 【理由】 市の施設には多数の人が出入りするため、隣接する家で過ごす小さい子どもや女性も安心して住むためにも、住居が見える位置の北側の窓には、施設から窓を開けても住居が見えない様な目隠し板を取付けて、住民のプライバシーにも配慮してほしいからです。	B	周辺住居のプライバシー確保は重要なことと考えております。基本計画策定後に具体的な建物の形状を決めていく基本設計・実施設計では、プライバシー確保の具体的な手法を検討いたします。
96	22	3	39	V-3	建築計画	周辺住居の個人部屋がよく見えると個人の守秘義務への配慮は絶対必要です。建築上のレイアウト配慮をお願いします。		
97	28	4	39	V-3	建築計画	3)の「プライバシーに配慮した計画」について—— 現在、旧中央図書館の南隣に地上4階・地下1階の武蔵野市立保健センターが建っております。5階の住居から保健センター4階の部屋は、とくに夕刻、照明がともった際には、よく見通せます。ということは逆もまた真なり、4階で仕事をされている職員の視線を感じる事がしばしばあります。現在ですらその状態ですから、増設部分ができあがった際には、両建物の距離はさらに縮まるわけで、かりに、増設部分の北側に窓があると、その窓から5階以下部分は衆人の好奇の目にさらされることになります。すなわち、住人のプライバシーが侵害されること必至です(端的にいえば、ほぼ丸見えとなり、プライバシー上、そして保安上、重大な問題となり得ます)。そこで、以下のお願いを申し上げます。 ①増設部分の北側には窓をもうけないでほしい。どうしても、明かり取りの窓が必要であれば、人より高い位置にある高窓にして、窓ガラスは磨りガラスにしていきたい。 ②建ぺい率、日影規制、(北側)斜線規制とも関連しますが、今回の増設部分と周辺住居とは十分な距離をとって建設していただきたい。 ③増設工事中も、周辺住人のプライバシーが侵害されないような方策を立ててほしい。		
98	22	1	39	V-3	建築計画	①北側隣家の日照権は絶対守ってください。 そのための方策として隣接部分は距離を置く、現在のレイアウト上の南北を逆にする等高さを考慮してください。その間に緑の草木を植えるとか工夫をお願いします。特に北側マンションは建築後50年近く経過し、近未来において建て替えの時期を迎えますが、建築当時の建築基準法上高さが問題です。建て替え時には現在の基準法によりかなり低くする必要があると思います。その点からの配慮が絶対必要です。	B	現在の保健センターの大規模改修を行うにあたり、その機能を移転し事業を継続する必要があります。現保健センターと同規模の増築が必要となりますが、本基本計画(素案)では、具体的な建物の形状・配置等は示しておりません。基本計画策定後に具体的な建物の形状を決めていく基本設計・実施設計では、基本計画(素案)P39及びP42記載のとおり、周辺への影響に配慮し、設計内容確定前に皆様のご意見を伺うため、説明会等の開催を予定しております。なお、本件は増築のため、現在の保健センターとの一体性が求められることから、南側に寄せて配置することを検討します。 地下については、現在の保健センターと同じ地下1階までは想定していますが、地下階を増やすことは、工期の長期化、地下工事による周辺への影響拡大及び建設費の増大につながります。
99	27	2	39 42	V-3 VI-1	建築計画 外構計画	② 公共の建築物として、武蔵野市景観ガイドラインに則った配置・規模にしていきたい。 ◎武蔵野市景観ガイドラインP23に、「公共建築物等については、景観ガイドラインに示す景観の指針に沿って整備を進めていきます」(原文のまま 一部略)とあり、さらにP38では公共建築物の配置について「周辺との連続性に配慮し、市民に開放されたオープンスペースを確保するよう努める」(原文のまま)とあります。 ◎武蔵野市景観ガイドライン(別冊)P18には建築物(一戸建ての住宅以外)の景観誘導基準(住宅地)を定め、隣棟間隔やオープンスペースの確保などの配置を求めています。 美しい街並みはこの地域の財産となります。ぜひご配慮願います。 一案ですが、南に3階、4階を移し北側は敷地を空ける、容量の不足分に対しては地下2階で対応するのはどうでしょうか(下図)。 そのための工事量/費用の増加は一時的なものです。 一方、一度建てた建物は未来、永く続きます。 美しい吉祥寺の街並みの一部として頂きたいです。 参考ですが、隣の三鷹市では天井高約10.5mの体育館メインアリーナが地下2階にあります。	B	現在の保健センターの大規模改修を行うにあたり、その機能を移転し事業を継続する必要があります。現保健センターと同規模の増築が必要となりますが、本基本計画(素案)では、具体的な建物の形状・配置等は示しておりません。基本計画策定後に具体的な建物の形状を決めていく基本設計・実施設計では、基本計画(素案)P39及びP42記載のとおり、周辺への影響に配慮し、設計内容確定前に皆様のご意見を伺うため、説明会等の開催を予定しております。なお、本件は増築のため、現在の保健センターとの一体性が求められることから、南側に寄せて配置することを検討します。 地下については、現在の保健センターと同じ地下1階までは想定していますが、地下階を増やすことは、工期の長期化、地下工事による周辺への影響拡大及び建設費の増大に加え、維持管理費も増大します。
100	27	3	39	V-3	建築計画	③ 北側敷地の住宅に対して日照のご配慮をいただきたい。 この地域の日影規制の下では、北側隣地の住宅の日照に深刻な状況をもたらす可能性があります。 公共の建物の配置の例として、武蔵野市立に小中学校についてgoogle earth及び各校の学校沿革から見てみました。 ◎中学校6校中5校で、北側の日照に配慮したように思える配置となっています。 ◎小学校も12校中2校で北側に建物作らず10校でも北は低層にするなど配慮が見られます。 一段と低くなっている北側隣地に、日影の足がかからないよう、資産価値が下がるような被害が及ばないよう、ご配慮・設計、切にお願いいたします。		

通し 番号	提出 番号	意見 番号	素案 ページ	章項目 番号	項目名	意見 (原則、原文のまま記載※所属や誤字等と見受けられるものは一部修正)	対応 分類	市の対応方針
101	29	1	39	V-3	建築計画	今迄陽射しがたっぷりと入っていたお部屋の方達、静かで暮らしやすかった生活が一変して、陽が入らない生活、想像しただけでも気が滅入ります。 一日中部屋に居る方もいらっやいます。 御高齢の方、体調のすぐれない方、暖かい陽が入らなくなったらどんなに辛いか、少しでも陽が入る様に、周辺住居から離していただき高さも低くしていただき、毎日ここで暮らす人達に配慮していただきたく存じます。 そして三年間もの長い間の工事、騒音、土埃りなど日常生活に考えられないことが日々つづくと思うと夜も眠れません。 静かで暮らしやすかった生活から出来上がった時、陽も当たらない処で暮らさなければならない人が大勢いる事考えてほしいと思います。 争うのではなく、お互い話し合い少しでもいい方向に行く事、心から願っております。 宜しくお願い致します。	B	平成21年に旧中央図書館の建物が解体されて以降、長らく空地であったため、現在に比べ一定の環境の変化が起こることは避けられません。詳細な検討は今後となりますが、振動、騒音、粉塵等に配慮した工法の選定、工事前後の隣接建物の調査の実施及び工事期間中の振動、騒音測定を実施します。また、作業時間についても振動、騒音等が懸念される工種については原則日曜、祝日には実施しませんが、工事進捗状況等により作業を行う場合は、事前にお知らせいたします。
102	39	1	39	V-3	建築計画	意見:増築建物は北側を高さの低い部分として、北側の日照時間を少しでも維持してください。	B	現在の保健センターの大規模改修を行うにあたり、その機能を移転し事業を継続する必要があります。現保健センターと同規模の増築が必要となりますが、本基本計画(素案)では、具体的な建物の形状・配置等は示しておりません。基本計画策定後に具体的な建物の形状を決めていく基本設計・実施設計では、基本計画(素案)P39及びP42記載のとおり、周辺への影響に配慮し、設計内容確定前に皆様のご意見を伺うため、説明会等の開催を予定しております。
103	40	1	39	V-3	建築計画	意見:増築建物は北側を高さの低い部分として、北側の日照時間を少しでも維持してください。		
104	38	8	39	V-3	建築計画	意見:8 p.39 V-3 (4)ユニバーサルデザイン・バリアフリーについてについて 高齢者・障害者だけでなく、LGBTQ+のかたへの配慮も忘れずにしてほしい。LGBTQ+の子どももいます。	A	ご意見を踏まえ、修正いたします。
105	8	1	39	V-3	建築計画	旧図書館跡地の基礎解体工事において、かなり大きな騒音や振動がありますが、振動、騒音、粉塵など周囲に被害がおよばないよう細心の注意をお願いすると共にその問題にどう対応するか回答いただきたい。 (土、日、祝祭日には作業はしない、平日の工事時間の考慮など)	D	詳細な検討は今後となりますが、振動、騒音、粉塵等に配慮した工法の選定、工事前後の隣接建物の調査の実施及び工事期間中の振動、騒音測定を実施します。また、作業時間についても振動、騒音等が懸念される工種については原則日曜、祝日には実施しませんが、工事進捗状況等により作業を行う場合は、事前にお知らせいたします。
106	25	2	39	V-3	建築計画	意見② 工事について以下三点をお願いいたたく存じます。 1.工事は平日のみ、土日祝は休工とする。 2.騒音、振動、土埃に最大限配慮した作業とする。 3.工事によって近隣の建物に被害が生じた場合の補償義務を確約する。		
107	26	2	39	V-3	建築計画	意見② 工事による騒音や振動、土埃(粉塵)への最大限の配慮をしていただきたいです。 →(1)新型コロナウイルス感染症の感染拡大によってテレワークやリモート授業、ステイホームが要請されている中、工事による騒音や振動は近隣住民に多大なストレスを与えかねない。 (2)土埃や粉塵が洗濯物に付着するため外干しができなくなってしまう。 (3)感染防止のための換気など窓を開けたくても騒音や土埃で開けられない。 これらの理由から作業する時間を平日午前9時から午後5時のみとすることに加え、前述の時間帯でも85dBを越える騒音、75dBを越える振動を発生させないこと、周囲を養生シートで囲うことによって土埃の飛散を防ぐことなどの具体的な対策を明確に提示していただき遵守していただきたいです。		
108	30	1	39	V-3	建築計画	① 旧図書館跡地の基礎解体工事において、かなり大きな騒音や振動がありますが、振動、騒音、粉塵など周囲に被害がおよばないよう細心の注意をお願いすると共にその問題にどう対応するか回答いただきたい。 (土、日、祝祭日には作業はしない、平日の工事時間の考慮など)		

通し 番号	提出 番号	意見 番号	素案 ページ	章項目 番号	項目名	意見 (原則、原文のまま記載※所属や誤字等と見受けられるものは一部修正)	対応 分類	市の対応方針
109	11	2	39	V-3	建築計画	工事については大きな振動、騒音をなるべく少なくして下さい。	D	詳細な検討は今後となりますが、騒音や振動等の指導基準を遵守することは勿論のこと、振動、騒音、粉塵等の低減に配慮した工事となるよう努めてまいります。
110	13	2	39	V-3	建築計画	長期間の工事で、大きな振動、騒音、土ほこり等、日常生活に支障をきたすこと、これらに十分な配慮を願いたい。旧中央図書館の解体工の折り、自宅の玄関ドアにズレが生じました。		
111	14	3	39	V-3	建築計画	意見 工事中に発生する振動や騒音、土埃等には、十分過ぎる位の配慮をするべきである。 理由 工事中におけるこれらの弊害は生活面、精神面に多大なる支障をきたし、最悪、引っ越しを余儀なくされてしまう可能性がある。		
112	20	3	39	V-3	建築計画	意見③:工事中の十分な配慮を強く求めます。 騒音、振動、土ほこりからくる、心身への影響を非常に懸念しています。 過去、市が現在空き地になっている場所(保健センター増築予定地)を短期間業者に場所提供していた期間がありましたが、その短期間、日中の短時間でさえ、土ほこりが酷く、喉に影響がでました。2重窓になっている窓を閉めていても粉塵が家の中に入ってきました。 また騒音と振動で家にも落ち着かず、頭が痛くなったり、精神的に不安定になり、非常に不快でした。3年続くとすると、とても耐えがたいと想像できます。あまりの振動でマンションが崩壊するのではと心配になるほどの振動です。またオフィスに出勤ということが少なくなり在宅ワークが主流になっており、土日に関係なく家で仕事をしているため、また土日に仕事をすることもあるため、騒音、振動、土ほこり、工事現場の人の声により、落ち着いて仕事ができないことを懸念しています。 保健衛生や母子保健事業が充実すること自体には賛成です。しかし、それを達成するために近隣住民の保健衛生が脅かされることには異論を唱えます。ご自身の家の隣で同じことが行われることを想像してみたいと思います。近隣居住者の生活がそこに在り、それを脅かすのではなく、それを守り、尊重することに注力していただき、我々近隣住民に十分配慮していただくことを強く求めます。		
113	21	6	39	V-3	建築計画	【意見】 施設の周辺交通安全、工事中の騒音、振動、粉塵等に対して、細心の対策と、問題発生時には素早く対応をしてください。 【理由】 周辺には幼い子どもたちや、高齢者もいます。施設を大規模集約化するのであれば、出来上がった施設は、それを利用する歩行者、自転車、送迎車両等も増えるので、周辺にも混乱のない設計をお願いします。また、建設工事中は、工事車両や関係者が増えるので、建設工事自体の安全、とくに、周辺の交通安全、騒音、振動、粉塵等の対策の体制整備はもちろんですが、作業者にいたるまでの対策徹底と、問題発生時には素早い対応をお願いします。	D	周辺の安全管理や騒音や振動等の指導基準を遵守することは勿論のこと、振動、騒音、粉塵等の低減に配慮した工事となるよう努めてまいります。
114	23	3	39	V-3	建築計画	周辺は高齢者になられた方々が少なくありません。工事中の不慮の事故が出ないよう安全に心掛けて下さい。		
115	23	4	39	V-3	建築計画	騒音などにも配慮下さい。工事時間にも配慮下さい。		
116	23	5	39	V-3	建築計画	工事に伴うゴミやほこりなどには充分御留意下さい。		
117	22	2	39	V-3	建築計画	工事中の騒音・土ほこりは十分配慮願います。	B	騒音や振動等の指導基準を遵守することは勿論のこと、振動、騒音、粉塵等の低減に配慮した工事となるよう努めてまいります。
118	24	2	39	V-3	建築計画	意見② 建築工事について 1.工事協定書を締結してから着工すること。 2.騒音・振動対策の徹底の上施行すること。 3.工事中の安全対策の徹底。	B	市として工事協定書の締結は予定しておりませんが、工事着手前には説明会を実施いたします。 周辺の安全管理や騒音や振動等の指導基準を遵守することは勿論のこと、振動、騒音、粉塵等の低減に配慮した工事となるよう努めてまいります。
119	28	5	39	V-3	建築計画	最後に、増設工事期間中の問題点について「基本計画」中には、具体的な言及はなされておられません。そこで、十何年以前に行われた旧武蔵野中央図書館解体工事に際して、武蔵野市役所が取られた対応を参考にしながら、意見ならびに要望を申し上げます。 解体工事に伴う周辺建物への影響について、武蔵野市下記①の対応をとられました。 ①解体工事に伴って発生するであろう破損を調査するため、いくつかのチェック箇所を設定し、解体工事前と工事終了後の形状の写真を撮って比較し、異状が見つければ、両者協議の上、何らかの措置を講じてもらう、というものでした。今回の増設工事に際しても、同様のご対応をおとりいただくよう、お願い申し上げます。 つきに―― ②解体工事が始まり、基礎部分のコンクリート塊の除去作業では、相当の振動が発生し、家人によれば体感的に震度3以上の揺れを感じたそうです。また、下層階では棚の中の食器がこわれた、との情報が伝わってきました。以下は推測ですが、現在にいたるまでコンクリート塊がそのまま残されているのは、除去作業を中断したためと思われる。今回、除去作業に相当の期間がかかるとの情報が伝わっておりますが、その相当期間に絶えず振動が発生すれば、躯体の基幹部分にかなりの損傷を与えかねないのではないかと、危惧されます。振動が発生しないような工事方法をご検討いただきたく、要望する次第です。 ③さらに、工事期間中、増設部分をネットで覆うなどして、作業する皆さんの目からプライバシーが保護されるような方策をお立ていただければありがたく存じます。	B	詳細な検討は今後となりますが、振動、騒音、粉塵等に配慮した工法の選定、工事前後の隣接建物の調査の実施及び工事期間中の振動、騒音測定を実施します。また、作業時間についても振動、騒音等が懸念される工種については原則日曜、祝日には実施しませんが、工事進捗状況等により作業を行う場合は、事前にお知らせいたします。 また、工事期間中は仮設足場外周にネットを設置し、周辺のプライバシーに配慮します。

通し番号	提出番号	意見番号	素案ページ	章項目番号	項目名	意見 (原則、原文のまま記載※所属や誤字等と見受けられるものは一部修正)	対応分類	市の対応方針
120	44	2	39	V-3	建築計画	工事中の騒音対策や安全確保に万全を期していただきたいと思ひます。	D	周辺の安全管理はもちろんのこと、振動、騒音、粉塵等に配慮した工事となるよう検討いたします。
121	31	9	39	V-3	建築計画	9、保健センターの新設にともなう国の補助金は充当できるのか	D	施設内に含む機能に応じて、建設費、運営費に対する国・東京都の補助金がありますが、今回の機能で受けることができるか検討・調整中です。
122	31	14	39	V-3	建築計画	6、この子ども子育て総合支援センターは起債や補助金は受けられるのか、明らかにしてほしい。		
123	3	1	39 42	V-3 VI-1	建築計画 外構計画	計画の動画を視聴、また資料を拝見し、増築の重要性については理解しました。ただ、北側の建物にあまりにびったりした建物の距離はいかがなものでしょうか。緑地スペースもとらないのですか？また説明会が2回だけの開催と、参加者からの情報によると工事影響について通り一遍の回答しかなかった点は性急で、残念です。増築工事による影響をもっとも直近に受けることになるのは、北側の建物かと思われます。特に建物に面する側は日照にデメリットが生じることを始め、ご周知の通り振動、騒音、粉塵等にまじかに直面することになります。周辺には、幼児のいる世帯もありますが、居住者構成は超高齢世帯が多く、単身世帯も多くいらっしゃいます。長期にわたり毎日身近の振動、騒音にさらされることは高齢者の健康をそこねること必定でしょう。ご担当者には何らか影響減の方策を、具体的にお考えいただけますことを切に希望する次第です。また、日照障害を受ける建物への影響軽減のため、前述した緑地スペースなどをご検討いただけないでしょうか。よろしくお願ひいたします。今後もこの計画につき、注視していきたくと思ひます。	B	現在の保健センターの大規模改修を行うにあたり、その機能を移転し事業を継続する必要があります。現保健センターと同規模の増築が必要となりますが、本基本計画(素案)では、具体的な建物の形状・配置等は示していません。基本計画策定後に具体的な建物の形状を決めていく基本設計・実施設計では、基本計画(素案)P39及びP42記載のとおり、周辺への影響に配慮し、設計内容確定前に皆様のご意見を伺うため、説明会等の開催を予定しております。なお、本件は増築のため、現在の保健センターとの一体性が求められることから、南側に寄せて配置することを検討します。また、詳細は今後となりますが、振動、騒音、粉塵等に配慮した工事となるよう検討いたします。
124	37	9	43	VI-1	外構計画	意見9 p.43畑があるのは楽しそうです。	B	生物、食育の学習、体験につながるものであるため、ご意見を参考にさせていただきます。
125	20	1	43	VI-1	外構計画	意見①:増築場所は再検討すべきだと考えます。 理由:160台の自転車駐輪場もできるとのこと、人流が大幅に増大、交通混雑・事故発生、騒音増大により、近隣住民や通行者に多大な迷惑が発生、住環境の悪化が発生するため。もし場所の再検討が不可能な場合、住民に対し十分な配慮を強く求めます。	B	床面積が増えることにより、市条例に基づき設置する駐輪場台数も増えますが、特定の時間帯に交通需要が増える機能は限られているため、交通環境に大きな影響は与えないものと考えております。出入りの際の安全確保については、配置の工夫による見通し確保等の対策を検討してまいります。
126	45	1	43	VI-1	外構計画	①アプローチについて 主道路及び主歩道の道幅が狭いので、周辺道路は現在でも危険な交通量になっており、なるべく人・自転車・車を分けるなど安全などを考慮した設計配慮をしてほしいと考えます。図書館側からのアプローチとなると、ベビーカーがやっと通れるくらいの歩道幅です。 また、近年図書館を自転車で利用の方が増えキャパを超えている状況と伺っております。図書館・保健センター両方で使えるような駐輪場の確保を考えていただきたい。	B	アプローチについては、歩車分離や見通しの確保等による安全配慮を検討してまいります。 子ども子育て支援機能が整備されますと、図書館との間を行き来する利用が増えることが見込まれます。駐輪場の利用方法については、図書館とも連携して検討します。
127	25	3	44	VII-1	管理運営方針	意見③ チャレンジルームを併設することに反対します。 →不登校児童にとってたくさんの児童、生徒と出会う場の設置は心理的によろしくないことが予想され、出入口などの配慮では対応が難しいと思われるため。	B	チャレンジルームは学校の授業時間に開所するため、基本的には他の児童生徒と出会うことはありません。利用する児童生徒の意見も踏まえて出入口等の配慮を行います。
128	34	2	44	VII-1	管理運営方針	教育支援センターはバラバラになっているものを一つにするのは大事だと思いますが、不登校、障害を持つ子ども、家庭的な支援が必要な子どもを総合的に支援する組織としては今一つイメージがわからない気がします。	C	不登校の理由は様々で、心身の発達や家庭環境の問題が含まれることもあります。教育相談員とスクールソーシャルワーカー、チャレンジルーム指導員等の支援者が連携して、子どもたちのニーズや背景等を把握し、一体的な方針で支援を行うことが大切です。
129	37	10	44	VII-1	管理運営方針	意見10 p.44いいか悪いか分かりませんが、チャレンジルームの子と乳幼児のふれあいってどうなのでしょう。	B	同じ建物内の施設にはなりますが、チャレンジルームに通う児童生徒の皆様にも配慮し、意図しない直接的な他利用者とのふれあいはないような配置を検討します。
130	17	5	45	VII-2	管理運営方針	④コスト問題について 総事業費(想定)約40億円となっています。(p45)必要な工事として、内訳は、旧中央図書館基礎等撤去工事、保健センター増築工事(増築、新築移設分)、旧保健センター大規模改修工事(子ども子育て支援施設整備工事)、各工事に伴う工事管理委託他となっています。 墨田区が保健所を建て替える計画があります。(※)ほぼ同じ建築面積(建築面積2,600m ²)で4階建も同じで概算コストは、約45億円です。墨田区新保健センター等複合施設整備基本計画 検査 はっきり言って、「そうとう甘い!」と言わざるを得ません。どう考えても、墨田区の計画とほぼ同じであれば、増築・新築移設分、それだけ単独で約40億円はかかるでしょう。既存保健センターの大規模改修、通路の工事、子育て支援リフォーム代は、費用をかけないというのでしょうか。 排水管、空調工事、通路、今回子育て支援施設のリフォーム代など2重の工事となり、おそらく総事業費は50億円ほどに膨らむのではないかと思います。(最近の資材費の高騰も含めて)想定で粗々でもけっこうですが、もう少し、墨田区の事例も踏まえて、納得できる概算コスト金額の見積もりを提示すべきではないでしょうか。(ビックリするといけないので、あえて少なく見積もっているのでは)この巨額の費用は、市民の血税です。まずは、このことを市当局のみなさんは念頭に入れていただきたいと思ひます。(それと正直さ)	D	基本計画(素案)に記載している概算費用は、過去の同種建物の事例や見積り等により算出しています。実際に工事を行う時期は3年程度先となるため、物価変動による影響等はあるかと思われますが、概ねお示した額になるものと見込まれます。 なお、例示いただいた墨田区の計画は、延床面積で10,000m ² 程度が見込まれている事業です。今回の保健センターの計画は、延床面積約4,000m ² の増築と同約4,500m ² の大規模改修及び旧中央図書館基礎等の撤去からなる事業となります。

通し番号	提出番号	意見番号	素案ページ	章項目番号	項目名	意見 (原則、原文のまま記載※所属や誤字等と見受けられるものは一部修正)	対応分類	市の対応方針
131	17	6	45	VII-2	管理運営方針	⑤子ども子育て支援、複合施設整備について 子ども子育て支援について、溜々述べられていますが、この記述内容からその拠点の施設をつくりたい、ということ自体は重要なことと考えます。ただ、コストの問題で触れましたが、旧保健センター内であれば、40億円の枠内であり、しょぼいもの(ほとんど予算がない)にしかならないでしょう。 何より、保健センターとして使用していた建物です。壁や階段、テーブルや机、など、既存の保健センターの施設、レイアウトでつくってあり、大規模なリフォームとしても、本当に子どもが楽しめるものになるかは疑問です。既存の保健センターの拡張としての増設と子育て支援の施設として両立と言っても、中途半端なものにしかありません。 市民、特に子育て中のお母さんや教育者、何より子どもさんががっかりするでしょう。子どもが楽しめる、夢のある子どもの施設にすべきではありませんか、旧保健センターを利活用して、子供子育てセンターにする、とのことですが、予算も限られ、上記のように、無理があります。子ども子育て支援の施設は、独立させて建設した方がいいのでは、と思います。 子ども子育て支援の施設は、立川市のこども未来センターように、庭でのびのび遊べて、子どもがのびのび遊べて、こども食堂もあり、居場所になるような、新しい児童館、夢のある施設を民間の協力も得て建設すべきだと思います。 素案に記述されている、子ども子育ての理念、目標は大切なこととは思いますが、そのことを実現するためにも、旧保健センター内に入れ込むと中途半端にならざるを得ません。保健センターと親和性と言っても子育ては教育、ちょっと無理ではなでしょうか。子ども子育てに特化した、庭でも子どもも遊べる子ども子育て支援施設の建設が求められています。	D	大規模改修にあわせて子ども子育て支援機能加えて整備することを見込んで予算を検討しております。 例示いただいた立川市の施設については、子どもに限らず多くの方が集まる施設となっており、参考にしたいと考えておりますが、今回整備する複合施設については、0123施設や児童館等を集約するものではなく、保健センターが担う母子保健事業から始まる子ども子育て支援を切れ目なく実施する連携体制を構築するために整備するものです。 現在、国においても、児童福祉法の改正等により、自治体における子ども関連の行政機能を一体化させる動きがありますが、本計画の目指す方向性も、この考えと合致しているものと認識しています。
132	19	6	47	IX	おわりに	④複合施設が必要かと問われていないという結論になることはまずないだろう。あり方委員会は間違っていないが、実際利用することになる利用者の意見はどれだけ取り入れたのか？	D	パブリックコメントに加え、今後、利用者の意見を伺う機会を設けていきます。
133	19	12	47	IX	おわりに	最後に… この計画のどの部分に利用者達＝市民の声が反映されているのだろうか？子育て世代の自分は新しく市役所エリアに保健センターができて行くのが面倒くさいとしか感じない。それよりも、育児相談のできる常駐窓口が児童館やコミセン、市民会館やプレイスにあったほうが相談しやすい。小さな子を連れて保健センターまで足を運ばなくてはいけないことを考えて欲しい。 支援、支援と言うが、支援が必要な人、利用した人からどれくらいフィードバックがあったのか？支援する側ばかりの意見が今回の案には記載されている用にしか思えない。押しつけるのではなく相談したくなる、相談しやすいということが大事である。それは建物ではなくサービスや人である。例えば発達に不安がある⇒普段利用してる園の先生や児童館の先生に相談する⇒ハビットなどにつないでもらう、というようなネットワークが大事。ハビットも人数や年齢制限がある。子どもによっては民間の療育を探すように言われ市内で探すもウェイティングがあったり、とにかく入るのが難しく市外で療育受けることも多い。療育の受け皿を広げることも大事。これは未就学児もそうだし、通級もそうである。どんなに立派な施設をつくってもそこに魂がなければ価値はない。今回の計画はその魂はないと言える。	D	課題認識としてご指摘いただきましたとおり、今回は基本計画に市民の皆様の声を反映させるために、基本計画を策定する前の素案という段階でお示しし、意見募集を行ったところです。お寄せいただいたご意見等を踏まえ、基本計画を策定するとともに、具体的な建物の形状等を決めていく基本設計・実施設計では、基本計画(素案)P39及びP42記載のとおり、周辺への影響に配慮し、設計内容確定前に皆様のご意見を伺うため、説明会等の開催を予定しております。 また、本計画では、地域の支援施設を削減することは考えておりません。地域の各エリアにおける相談機能は重要と認識しており、今後も充実を図ってまいります。
134	8	3	47	IX	おわりに	増築部分に必要な機能ボリュームを含め計画用途がどの程度必要か建築の規模は既に決定しているか？ 詳細計画もよく検討せず近隣住人へのコストを含めた説明や建築解説後の同意もなしのただ法規の最大容量有りの計画だけは絶対避けて頂きたい。	B	本計画の増築の目的は、現在の保健センターの大規模改修を行うにあたり、その機能を移転し事業を継続することであるため、これが可能となる現保健センターと同規模程度のものが必要となります。
135	15	1	-	-	その他	当計画に反対です。それは現状においての計画として極めて不適切だと思います。現状の市の状況としては、重要なインフラである下水道等の寿命も迎え、地震、火山爆発等の災害に備えとしての強靱化計画も進んでなく、豪雨時の浸水地区もまだ残されており、病院不足も解決されてない中、40億円も掛かる当計画に賛成は出来ません。予算は多くの市民に影響のある対象に優先して使うものと考えます。昔国政でも箱物を沢山作り、結局多くの施設が処分されました。箱物作りを優先する事は失敗します。子育て支援は有能な担当者の育成、組織等ソフト面を優先すべき事業とも思います。以下その他の疑問、意見を列挙します。 1. 今後の保健センターの役割が不明 例えば健康診断等は民間委託して医師会との関係の見直しをすべき。	D	保健センターの役割は、基本計画(素案)P6～7に記載のとおりです。一般的な医療機関での健診が困難な福祉団体等が利用する健診や市内医療機関からの依頼検査などは民間移転は困難であることから、継続実施の方向で考えています。
136	15	5	-	-	その他	5. 根本的問題であるが市の財団は多すぎる、基本的に民間移転出来るものは民間移転をすべきであり、保健センター機能の多くの業務は民間移転可能。この儘、非効率な財団が増えると天下り先組織として疑惑を招くだけである。	C	保健センター内にある武蔵野健康づくり事業団(公財)は、疾病予防における1次予防・2次予防の観点から様々な健康講座や検(健)診などを行うことにより、市民の健康増進に寄与しており、また、一般的な医療機関での健診が困難な福祉団体等が利用する健診(職域健診)や市内医療機関からの依頼検査などは民間移転は困難であることから、継続整備の方向で考えています。
137	19	1	-	-	その他	①保健センターの役割としてコロナワクチン接種があげられている。松上市長や菅直人氏は公約などで武蔵野市独自の保健所の必要性を訴えている。武蔵野市が保健所が出来た場合そこで感染症関連事業はできるのではないかと？会議室が使えないなどの不便さも記載されている。これはズームなど工夫をすれば解決できるのではないかと？また市役所もそういうことにも対応できるようなフレキシブルな施設になっていくことも大事だと感じる。	C	予防接種法により、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種については、予防接種法の臨時接種に関する特例を設け、市町村において予防接種を実施することが定められており、東京都が所管する保健所において当該接種を行うことは困難と考えます。ズーム等のWEB会議の利用は、現在も可能な会議は行っており、今後も活用していきます。
138	19	3	-	-	その他	③保健センターは利便性が悪い。特に子どもの検診などは駅近い場所ですべき。	D	ご意見として承ります。
139	31	10	-	-	その他	10、各市の保健センターの規模、事業内容、予算など市民にわかり易いように情報公開し政策形成段階から市民参加をするべきだと思います。	D	市民参加の在り方については、自治基本条例に基づき、対応を検討していきます。

通し番号	提出番号	意見番号	素案ページ	章項目番号	項目名	意見 (原則、原文のまま記載※所属や誤字等と見受けられるものは一部修正)	対応分類	市の対応方針
140	44	3	-	-	その他	武蔵野中央会および武蔵野中央青年部主催の「秋の祭礼・お神輿渡御」や「盆踊り大会」開催時、貴施設休館日の土日に催事来場者の自転車を置かせていただき、大変感謝しております。今後もスペース確保を継続できる計画を要望いたします。また、新たに子供やお年寄りを対象とした事業を開催する際には、相互に協力できる体制を構築できるようにお願いいたします。	C	公衆衛生施設としての制限などありますが、今後とも可能な限り地域団体と連携して、施設運営をしていきたいと考えています。
141	45	2	-	-	その他	②地域コミュニティの一環として 地域と共に歩む建物として、地域商店街への多機能倉庫の設置を要望いたします。また、防災倉庫や備蓄品の設置・拡充の検討を要望いたします。	B	災害時医療拠点となる保健センターとしての防災倉庫等の拡充は実施いたします。運用については地域の皆様とも連携する手法を検討いたします。
142	21	4	-	-	その他	【意見】 計画の規模を縮小すべきです 【理由】 市内で結婚、出産し、今も幼い子の子育てをしつつ働いています。周囲のパパ達や職場の中でも、出産前後やパパ育児プログラムなどにも、仕事をかなり工面して保健センターのプログラムには、参加してみた方だと思います。夏季休暇がズラせた年は、保健センターの人間ドックも数回利用しました。職員スタッフの方が大変頑張っているのはとても分かります。しかしながら、勤務先が少人数だったり、一人で働いている市民等には、平日しかないプログラムに参加や利用するのは無理です。保健センター内の人間ドックにいたっては、週に平日2日しかやっていませんでした。同様の民間施設をいくつか利用した際、その前後複数回利用した保健センターだけ疾患が見つけれず、設備が十分なのに技術にも不満です。民間のやらない日時を補っているわけでもないのに、平日に休める人しか健康になれない施設のために、より大きな設備は不要です。平日は民間でも可能ですし、平日2日のみで、わずかに一回数十人程度の為に、税金で多額の費用をかけての精密健診施設は不要です。さらに、素案によれば、約築35年しか施設がもたないのに、100年に1度かもしれないパンデミック対応のために大きな箱施設は不要です。他のやり方で、コストをもっと抑えて行って下さい。実際に保健センターを利用したことのある事項でもこう感じているので、縮小すべき事が他にもあるかもしれません。施設の大規模化や、集約化は、市側の自己満足です。隣接する住民の生活を奪ってまで建てる望まない施設であれば大きな箱施設はとくに不要です。	D	ご意見として承ります。なお、このとり学級(初妊婦とパートナーを対象にした各種講座)は、保健センターにて土曜日クラスを設けて実施しております。
143	46	1	-	-	その他	複数の避難通路を確保していただけないでしょうか。 火災・地震・入口方面での事件等が発生したとき、保健センター南東への避難通路確保をしていただけると、利用者として安心です。建築計画に伴う道路や空地の整備に合わせ、中央図書館ではバス停側の塀を後退させてくださり、「自転車とぶつかりそうになった」という声がなくなり、近隣住民としてうれしく感じております。いずれもボトムアップの案件で、係の方に敬意と信頼感をもちました。市民の安全安心向上のため、引き続き避難通路確保にご尽力いただきたく思います。	D	現在の保健センター敷地南東部分の通路については、現況が維持されるものと考えております。
144	15	3	-	-	その他	3. 公共施設等総合管理計画での位置付けが明らかでない。又この際市の人口推計は水増しが多いようであるがこの際正確な人口推計に基づき計画すべき。	D	本件は公共施設等総合管理計画に基づき、保健センターの老朽化した施設設備への対応が喫緊の課題となっている状況に対応したものです。人口推計は主にコーホート要因法を用いて、過去5年間の自然増減・社会増減の両面から分析を行ったうえで推計しています。
145	21	5	-	-	その他	【意見】 素案の説明動画のYouTubeへのアップから意見募集締切までの期間が短い 【理由】 今回、2/6に説明会があり、素案説明動画のYouTubeへのアップはその一週間後でした。参加できない人に対しては、YouTubeで動画公開されたのはとても良いです。しかし、実際の説明会のやり取りの動画ではない、説明を読み上げている動画なのに、アップされるのに説明会から一週間後と遅く、意見募集締切までの期間が短かく困ります。	D	武蔵野市では、武蔵野市意見交換会及びパブリックコメント手続に関する規則第7条第1項において、意見募集期間は2週間以上とする旨を定めておりますが、本件では説明会や2月10日の説明動画公開の日程に配慮し、締切日を2月28日に設定しました。
146	27	1	-	-	その他	①武蔵野市第六期長期計画(2020~2029)に則った手順で進めていただきたい。 上記長期計画の中では、基本課題D(P41)として公共施設の再構築は「適正な規模や水準も含め、市民との対話を通して、ともに知恵を出し考えながら取り組んでいく必要がある」(原文のまま 一部略)を挙げています。 さらに基本施策3(P110)において「公共施設等総合管理計画の推進においては、市民等と課題を共有し合意形成を図りながら、運営主体等も含めた総合的かつ分野横断的な検討によって取り組みを進め、公共施設等の再構築と財政負担の軽減・平準化を図っていく」(原文のまま)と明言しています。 本件「保健センター増築及び複合施設整備基本計画」も上記「公共施設等総合管理計画」に含まれることは明確であり、市民に見える形で長期計画に則って進めていただきたいです。	D	第六期長期計画に記載の施策を実現できるよう、事業を進めてまいります。
147	28	1	-	-	その他	1)「基本計画」p1 以下に誌されている、増設部分のコンセプトについては、ごもっともな趣旨であり、とくに申し上げることはございません。	D	引続き、皆さまのご意見を伺いながら事業を進めてまいります。
148	44	1	-	-	その他	武蔵野市立保健センター増築および複合施設基本計画に賛同いたします。		